

令和8年度



Akishima

保育の認定^{及び} 保育施設入所のしおり

令和8年4月入所申込み手続き（集中受付）

電子申請期間	令和7年10月20日（月）～令和7年11月24日（月）
郵送受付期間	令和7年10月20日（月）～令和7年11月21日（金）必着
窓口ポスト期間	令和7年10月20日（月）～令和7年11月21日（金）
窓口ポスト設置場所	市役所1階17番窓口

令和8年5月～令和9年3月入所申込み手続き

受付締切日 入所希望月の前月15日（土・日・祝日の場合は前開庁日）

※電子申請、郵送申請の場合は入所希望月の前月10日（必着）

※詳細は [P10](#) をご覧ください。

このしおりには、保育施設の入所申込みの手続き方法や必要書類、保育施設の情報、利用料金などが記載してありますので、入所希望の方は、申込み前に必ずお読みください。

なお、集中受付期間中は大変混雑しますので、記入方法や申込方法、希望保育施設などについてわからないことがありましたら、事前にご相談ください。

デジタルブック



市公式ホームページ
保育施設入所のあんない



子ども家庭部子ども育成支援課保育所幼稚園係

住所：昭島市田中町1-17-1 1階17番窓口

電話：042-544-5111

内線 2162～2165

令和8年度は、原則 **電子申請** にいたします！

入所申込みの電子申請が便利になりました！

電子申請なら、
24 時間いつでもどこ
でも申請できます。

マイナンバーカードが
なくても、電子申請が
できるようになりました。

マイナンバーカード
を使用すると、申請
者情報が自動入力で
きます。



準備 START

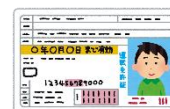
就労証明書など申請に必要な様式の
ダウンロードはこちらから。



電子申請の手順を確認したい方はこちらから。



マイナンバーカードを使用しない申請は、本人確認書類の添付が必要です、
免許証等の本人確認書類をご用意ください。（※画像データにしてください。）



マイナンバーカードを使用する場合は、
署名用電子証明書の暗証番号（英数字混在 6～16 桁）をご用意ください。

ABC0123987

LET'S GO 申請

電子申請はこちらから！



- 申請にはインターネット通信を使用します。通信料等は申請者様の負担となります。
- 申請者情報入力の際、マイナンバーカードを使うと、申請者情報が自動入力されます。
- 申請者情報入力の際、メールアドレスの入力をしていただくと、「受付完了」の通知を受け取れます。
- 申請内容の控えが必要な場合は、申請データの送信後に「控えをダウンロードする」を選択し、保存をしてください。
- 両年度の申請をする場合は、年度ごとに申請が必要になります。（詳細は [P21](#) を参照。）
- 電子申請の環境をお持ちでないかたは、郵送または窓口ポストでの申請をお願いします。





大事なお知らせ

●令和8年度 4 月入所申込みは「電子申請」にご協力ください。

保護者の方の利便性向上のため令和8年 4 月入所申込みより、マイナンバーカードをお持ちでない場合についても電子申請が可能となりました。

電子申請の拡充に伴い、申込み方法は電子申請、郵送、窓口ポストとなり、窓口受付は行いませんが、入所に関する質問や相談については、引き続き窓口にてご相談いただけます。

また、本しおりには申請書や就労証明書等（保育を必要とする事由を証明する書類）の様式の添付がありませんので、昭島市の公式ホームページよりダウンロードのご協力をお願いいたします。

詳しくは[前ページ](#)及び[7、8ページ](#)をご覧ください。

なお、適用される選考指数を知りたい場合は、第一次受付は令和7年 12 月 8 日（月）以降、第二次受付は令和8年2月 16 日（月）以降に電話でお問い合わせください。

●入所選考時の就労時間の算出について

入所選考時の選考項目が「就労」の場合、令和8年度 4 月入所選考より通勤時間は含まず算出します。

（※就労証明書に記載された就労時間（休憩時間も含む。）にて算出します。）

なお、保育の必要性の認定については、引き続き通勤時間を含んで算出します。

●第一子無償化に伴う認可保育施設の保育料無償化について

令和7年9月より、第一子無償化に伴い、認可保育施設に通うすべてのお子さまの保育料が、年齢や課税状況にかかわらず、無償化となります。

ただし、無償化の対象となる費用は、月額保育料のみであり、延長保育料や行事費等は、無償化の対象外となるため自己負担となります。

●就労（自営業）の方のタイムスケジュール表の添付について

就労（自営業）の要件での申込みの際に、添付を必要としていた「タイムスケジュール表」について、令和8年度申込より添付は不要となります。

就労証明書及び自営業を証明する書類については、引き続き必要となります。

詳しくは [18 ページ](#) をご覧ください。

●福島保育園分園の運営変更と保育施設の定員変更等について

①福島保育園分園が令和8年度より「むさしの保育園分園」に変更となります。

変更に伴い、0～2歳児クラスとなります。

開所時間等は、むさしの保育園と同一になります。（詳細は、[P28](#)）

②令和7年8月より、「上ノ原保育園」、令和8年4月より、「昭島ナオミこども園」、「すまいる・たいむ」が、定員変更となります。詳しくは [28～30 ページ](#) をご覧ください。

●育児休業が延長となる可能性がある場合について

育児休業が延長となる可能性がある方は、育児休業給付金の手続き等で勤務先、管轄のハローワークへの手続きの際に「保育所等利用申込書」の写しが必要となりますので、必ず写しを保管してください。

また、育児休業給付金等の質問に関しては、勤務先、管轄のハローワークへお問い合わせください。

●就労証明書の様式について

・就労証明書を保育施設等と学童クラブで併用される方はご注意ください。

保育施設入所の申込みに使用する就労証明書は、学童クラブの申請にも併用可能（コピー可）ですが、学童クラブの在職証明書は保育施設入所の申込みに使えませんのでご注意ください。

併用をお考えの方は、必ず保育施設の就労証明書を使用してください。

4月入所申請は証明日が10月1日以降、5月以降の入所申請は証明日が3か月以内の就労証明書に限ります。



障害・疾病等があるお子さんの入所申込みをする際は、必ず事前に相談をしてください。

障害を持つお子さんや、例えば心疾患等内臓系に疾患があり、治療加療中又は経過観察中のお子さん等について、保育施設の入所申込みをされる場合は、お子さん同伴のうえ、保育所幼稚園係窓口に事前に相談をしてください。

なお、申込みをされる際には必ず医師の診断書又は、情報提供書が必要になります。

～診断書等に必ず記載してもらうよう依頼してください～

- ①集団保育の可否
- ②医療行為の有無（有りの場合は医療行為の内容）
- ③保育にあたっての注意事項

※入所が内定しても、事前にご相談が無い場合は、内定が取消しになる場合があります。

※令和8年度4月の入所をご希望の方は、保育所幼稚園係へ事前にご連絡のうえ、お越しくださいますようご協力をお願いします。

医療的ケアの必要なお子さん



医療的ケアの必要なお子さんも保育施設入所の申込みができます。ただし、以下の条件等がありますので、事前に入所の相談をお願いします。（令和8年度4月入所の相談受付は終了しました。まずはお問い合わせください。次回、10月入所の相談は、4月からを予定しています。）

- （1）保護者の就労等の理由により、保育施設等で保育を行うことが必要と認められること。
- （2）お子さんの容態やケア内容、保育所の状況等により受入れ可能な年齢と判断されること。
- （3）集団生活が可能なお子さんで、主治医の許可があること。
- （4）受入れ期間については、4月1日又は10月1日入所を基本とすること。

1 医療的ケアの種類

- 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- たん吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- 酸素療法（酸素カヌー、酸素マスク）
- 導尿（看護師による導尿や自己導尿）
- インスリン注射 ■ストーマ管理

※病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含まない。

入所については、「審査会議」で、提出された医師の書類等や体験保育の状況により判断し、受け入れの可否を決定します。まずは、窓口でご相談ください。

2 受け入れ要件

- 在宅生活が安定していること。
- 3か月の間、入退院を繰り返していないこと。
- 対象年齢の予防接種が完了していること。
- 医療的ケアにより事故や感染症が起りにくいと主治医が判断していること。
- 日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要でないこと。

3 利用できる保育時間

■医療的ケアを実施できる時間の範囲として、原則、平日（月～金）の8時30分から17時（1日8時間）の範囲とする。（宿泊を伴う活動については、実施対象外）

■ただし、午前7時～午後6時の間で、保護者の勤務時間（通勤時間を含む）等、保育を必要とする時間で、医療的ケアの内容や児童の容態を考慮し、看護師の確保等、保育所等における受入れ体制が整えられた場合において、保育所等と保護者の同意の上で、利用可能な時間を決定することができる。



子育て利用者支援員にご相談ください！

子育て利用者支援員は、お子さんの預け先など各家庭の相談をお受けしながら、認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園、一時預かり保育など、さまざまな保育サービスの情報提供をしています。



たとえば、こんな相談

- ☆保育施設に入りたいけど、申し込みはどうすればいいの？
- ☆保育施設の空き状況を知りたい。
- ☆保育施設入所申請の方法がわからない
- ☆しおりを読んだけどわからないことがある
- ☆希望園選びで迷っている など

こんなこと聞いていいの？と心配しなくても大丈夫です。
些細なことでもお気軽にご相談ください。

子ども家庭部子ども育成支援課地域支援係

場 所：市役所 1 階 17 番窓口

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:00（受付は 16:45 まで）

連絡先：042-544-4190（直通） ※電話相談も行っています。

子育て利用者支援「ぽっけ」

場 所：アキシマエンスシ校舎棟 1 階

相談日時：月・水・木曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:30（12:00～13:00 を除く）
（受付は 16:00 まで）

金曜日 9:30～正午（受付は 11:30 まで）

連絡先：042-519-2218

※ 相談をご希望の方は、ご予約をお願いします。

※「子育てひろばいちご」でも相談を受けております。ご希望の方はスタッフまでお声かけください。

出張相談

※令和 7 年 10 月現在の状況です。

子育てひろば

なしのき・ほりむこう
りんご・さくらんぼ・くるみ・もも
火曜日（巡回）9:30～11:30
（受付は 11:00 まで）

右の二次元コードから実施日の
確認ができます。

乳幼児健診等のための出張相談

アキシマエンスシ校舎棟 3 階東側

金曜日（祝日・年末年始を除く）
13:00～16:00
（受付は 15:45 まで）

出張日程表
二次元コード



【お問い合わせ】

子ども育成支援課地域支援係 昭島市役所 1 階 17 番窓口

電話番号：（直通）042-544-4190

（代表）042-544-5111（内線 2170・2171）

相談時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00（受付は 16:45 まで）

目 次

◆申込みから入所までのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
◆入所申込みの手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
◆保育の必要性の認定・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12
◆保育の必要性の変更手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14
◆保育施設の入所申込み基準・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15
◆保育施設の入所申込みに必要な書類・・・・・・・・	P 18
◆入所申込み時の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20
◆育児休業中に入所の申込みをする方へ・・・・・・・・	P 21
◆利用調整及び結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・	P 23
◆入所選考基準表・・・・・・・・・・・・・・・・	P 24
◆保活ワンストップサービスのご案内・・・・・・・・	P 27
◆保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	P 28
◆入所後の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P 31
◆利用者負担額（保育料）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 32
◆時間外保育料・・・・・・・・・・・・・・・・	P 34
◆Q&A こんなときどうなるの？・・・・・・・・	P 35
◆昭島市内の認可保育施設以外の預け先・・・・・・・・	P 39
◆提出物は全て揃っていますか？・・・・・・・・	P 44
◆電子申請ができる手続き一覧・・・・・・・・	P 46
◆就労証明書の作成について・・・・・・・・	P 47
◆保育施設等マップ・・・・・・・・・・・・・・・・	巻末



昭島市公式キャラクター
アッキー＆アイラン



昭島市公式キャラクター
ちかっぱー

申込みから入所までのながれ



① 保育施設見学

希望保育施設の事前見学をお願いします。（園により運営方針が異なります。）

② 認定申請・入所申込み

- ・ 4月入所の集中受付は、受付方法や受付期間、受付場所が異なります。（[P 7～9](#)参照）
- ・ 5月入所以降の受け付けは下記のとおりです。（受付期限の詳細は[P10](#)参照）
受付場所：昭島市役所 1 階 17 番窓口 保育所幼稚園係
受付時間： 8 時 30 分～17 時
※必要書類を揃えて、申請手続きをしてください。（必要書類の詳細は [P18、19](#) 参照）

③ 書類審査・認定審査・利用調整

- ・ 提出された書類の内容を審査し、保育の必要性の認定を行います。（[P12、13](#) 参照）
- ・ 世帯の状況や勤務状況を電話等で調査する場合があります。
- ・ 保育の必要性を指数化（[P24、25](#) 参照）し、その指数の高い方から入所先を決定します。

④ 認定結果及び利用調整結果

市から「支給認定証」と「利用承諾書」又は「保留通知書」を送付します。（[P12、P23](#) 参照）

入所先が決まった場合（内定）

⑤ 入所説明会（面談・健康診断）※契約

各保育施設で、入所後の生活や持ち物の説明、面談、健康診断等を受けていただき、入所契約となります。

※認定こども園、地域型保育施設では、施設と契約を結んでいただきます。

⑥ 利用開始

各月 1 日付けで入所となります。
入所後、当分の間は保育施設に慣れるための「慣れ保育」を行う場合があります。詳しくは、各保育施設へお問い合わせください。

入所先が決まらなかった場合（待機）

- ・ 4月入所のみ、二次募集を行います。（[P 9](#)参照）
- ・ 申込みは、令和 9 年 3 月末まで有効です。翌月以降は毎月利用調整を行い、内定した時のみ連絡をします。

※希望施設の変更や取下げ、申込み内容に変更がある場合は、必ず変更手続きをしてください。

＊締切日は前月 15 日

（土曜・日曜・祝日は前開庁日）

※待機中は、認証保育所・企業主導型保育事業所などの利用もご検討ください。（[P39](#) 参照）

※募集状況は、市のホームページ及び窓口にも毎月 1 日付けで更新されます。

入所申込みの手続き

1 令和8年度4月入所申込み（第一次集中受付）

受付方法	【電子申請】 (下記の※1参照)	【窓口ポスト】 (次ページの※2参照)	【郵 送】 (次ページの※3参照)
受付期間	令和7年10月20日(月) ～11月24日(月)	令和7年10月20日(月) ～11月21日(金) ※土曜、日曜、祝日は除く	令和7年10月20日(月) ～11月21日(金)必着
受付場所	次ページの二次元コードから申込みをしてください。	[市役所 1 階 17 番窓口]	—
受付時間	24時間 ※ただし、10月20日(月) は9時開始になります。	8時30分～17時	—
利用調整結果	令和8年1月19日(月) 発送予定 ※電話での結果照会は1月23日(金)より可能です。		

注1 申込み時点で、両親ともに「保育を必要とする事由を証明する書類」(P18参照)を提出できない場合は、入所申込みの受け付けはできません。

注2 昭島市以外にお住まいで転入予定がなく、父又は母の勤務地が昭島市内（在勤要件）の方は、4月入所申込みは第二次集中受付からの申込みになります

注3 電子申請や、郵送、窓口ポストによる申請で提出書類の不備・不足があった場合、保育所幼稚園係(544-5111又は544-4189)から電話連絡を行います。書類の修正や追加提出は令和7年12月1日(月)まで市役所保育所幼稚園係窓口（1階17番窓口）及び電子申請にて受け付けします。この期間内に修正等の届け出がなかった方の入所申込みは、不承認となる場合があります。

保育施設入所申込みに係る
追加書類の提出



※1 「電子申請」について

第一次集中受付の電子申請での受付期間は、令和7年10月20日(月)から11月24日(月)の間です。下記の二次元コードから申込みをしてください。なお、電子申請では入力に一定の時間を要するほか、申込期限間近には申込サイトに接続しにくくなる場合があります。時間に余裕をもって、申込みをしてください。

申込方法 ぴったりサービスから申込みとなります。
右側の二次元コードから申込みをしてください。



※2 窓口ポストの設置について

市役所1階17番窓口に窓口ポストを設置しています。

住所、保護者名を記載した封筒に申請書類を入れて受付期間までに提出をしてください。郵送が不安な方も、順番や確認の時間を待たずに入所申込みが可能になります。

※必要な追加書類は郵送での申し込みと同様になります。（[下記※3](#)参照）

※3 郵送での申込み方法について

封筒には通常の入所申込みに必要な書類（[P18、19](#)参照）に加え、以下の書類を追加で封入し、昭島市役所保育所幼稚園係宛てに送付をしてください。第一次集中受付の郵送申請の期間は、**令和7年11月21日（金）必着**です。11月22日（土）以降の到着分は受け付けできません。余裕をもって郵送をしてください。

＜必要な追加書類＞

- ① 申請者の本人確認書類のコピー（マイナンバーカードの表面、運転免許証など）
- ② 個人番号（マイナンバー）を記載した場合は、申請者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードの裏面、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど）
- ③ 郵送申請用チェックシート

＜出生予定のお子さんの入所申込みをされる方＞

令和7年10月20日～令和8年2月3日に出生予定の場合は、「出生予定」で受け付けをします。また、出産予定日が2月4日以降の場合も申請を受け付けますが、どちらの場合も、出生が2月4日以降になった場合は、取下げの手続きをしていただきます（改めて、5月以降の入所申請が必要になります）。

申請書のお子さんの氏名欄は「（姓）〇〇（名）予定児」、生年月日は「分娩予定日」を、それぞれ記入してください（出生後に窓口で改めて修正していただきます）。また、母子健康手帳の表紙と分娩予定日の記載されているページをコピーして申請書と一緒に提出をしてください。

2 令和8年度4月入所申込み（第二次集中受付）

【申込みが必要な方】

●一次審査の結果、「入所保留(待機)」になった方

自動的に二次審査の対象となります。一次申込みで記載した保育施設を変更する場合や、添付書類の追加提出がある場合のみ、受付期間内に手続きが必要です。

●一次審査の結果、入所決定したが他の施設を希望する方

一次審査で入所が決まったが他の施設を希望したい場合は、下記期間内に改めて申込みを行ってください。その際、以下の2通りの方法があります。

①一次の決定を辞退し、他の保育施設を希望する方法

②一次の決定はそのまま、他の保育施設を希望する方法（転所希望）

※②の場合、二次審査で「入所保留（待機）」になった時は、一次審査で決定した施設に入所が決まります。

※また②の場合、二次審査で「入所決定（転所）」になった時は、辞退しても一次審査で決定した施設には入所できません。

●一次申込みに間に合わなかった方

申請書類一式を受付期間内に提出してください。

受付方法	【電子申請】		【郵送受付】	【窓口ポスト】
	一次審査の結果からの 転所申込み	新規申込み		
受付期間	令和8年1月26日(月)9時～2月4日(水)17時 ○一次審査の結果、「入所保留(待機)」になった方、一次審査の結果、入所決定したが他の施設を希望する方を対象。 ○詳細は第一次集中受付の利用調整結果通知に同封する案内をご覧ください。そちらに申込みに必要となる二次元コードが記載されています。	令和8年1月26日(月)9時～2月4日(水)17時 ○下記二次元コードから申込みをしてください 申込みサイト (びったりサービス) 	令和8年1月26日(月)～2月4日(水)必着 ※2月5日(木)以降に到着したものは受け付けできません。書類の修正や追加提出期間はありませんので、書類の不備・不足があった場合は、不承認となる場合があります。 ※郵送受付には条件があります。詳細は P8 及び 郵送申請用チェックシートをご覧ください。	令和8年1月26日(月)～2月4日(水) <設置場所> 市役所1階17番窓口 <受付時間> 8時30分～17時
利用調整結果	令和8年2月24日(火)発送予定 ※電話での結果照会は2月27日(金)より可能です。			

※申込み・希望保育施設の変更・追加書類は、令和8年2月4日(水)17時までに電子申請又は窓口にて提出してください。それ以降の提出は受け付けできません。

※二次審査終了後に欠員(退所・入所辞退)が生じた場合、待機中の方を追加で入所内定とすることがあります。

待機児童対策「緊急1・2歳児年度限定保育事業」について

入所の状況により、「緊急1・2歳児年度限定保育事業」を実施する場合があります。

利用条件は、一次と二次の申込みをし、複数園の保育施設を希望したが保留になった1・2歳児クラスの児童が対象になります。

二次審査決定後、事業実施有無を決定しますので、ホームページ等で申込み方法等の確認をしてください。

3 5月以降入所申込み（随時受付）

受付期限	入所希望月の <u>前月 15 日</u> （土曜・日曜、祝日に当たる場合は前開庁日） ※電子申請の場合は、申込期間は <u>前月 10 日まで</u> になります。 ※郵送申請の場合は、申込締切日が <u>前月 10 日</u> （必着）になります。 申請書類と P8 の郵送申請に必要な追加書類を同封し、余裕をもって提出をしてください。不足書類が期日までに提出されない場合は、審査が翌月になることがあります。 ※適用される指数を知りたい場合は、審査が終了する入所希望月の前月 21 日以降に電話でお問い合わせください。			
	入所・転所 希望月	受付期間	入所・転所 希望月	受付期間
	5月	4月1日（水）～4月15日（水）	11月	10月1日（木）～10月15日（木）
	6月	5月1日（金）～5月15日（金）	12月	11月2日（月）～11月13日（金）
	7月	6月1日（月）～6月15日（月）	1月	12月1日（火）～12月15日（火）
	8月	7月1日（水）～7月15日（水）	2月	令和9年1月4日（月） ～1月15日（金）
	9月	8月3日（月）～8月14日（金）	3月	
	10月	9月1日（火）～9月15日（火）		
※令和9年度4月の集中受付期間中は上記以外の期間でも受付を行う場合があります。				
受付場所	市役所 1 階 17 番窓口 保育所幼稚園係			
受付時間	8時30分～17時			
利用調整結果	毎月25日頃発送予定 ※電話での調整結果の照会はできません。			

4 昭島市にお住まいで昭島市外の保育施設を希望する場合

●入所希望の保育施設がある区市町村へ転出予定がある場合

受付場所	入所希望の保育施設がある区市町村の保育施設入所担当課
受付期限	入所希望の保育施設がある区市町村が定める受付締切日
必要書類	入所希望の保育施設がある区市町村へご確認ください。
留意事項	・区市町村によっては、市外児童の申込みの制限を行っていることがあります。 ・転出先の区市町村で住民登録とともに、改めて保育施設入所担当課での手続きが必要です。 ・市民課での転出手続きの際、保育施設に在籍している及び入所申請中の場合は、必ず昭島市役所 1 階 17 番窓口保育所幼稚園係にて、別途転出の手続きをして下さい。 ・保育施設に在籍している方は、昭島市役所 1 階 17 番窓口保育所幼稚園係にて退園もしくは転所が決まらなかった場合の継続通園の手続きが必要です。

●入所希望の保育施設がある区市町村へ転出予定がない場合

受付場所	昭島市役所 1 階 17 番窓口保育所幼稚園係
受付期限	各区市町村の入所申込み受付締切日の 1 週間前まで
必要書類	入所希望の保育施設がある区市町村へご確認ください。
申請の流れ	昭島市に申請→昭島市から希望する保育施設のある区市町村へ申請書類を送付→希望する保育施設のある区市町村が利用調整→昭島市で利用調整結果を受領→昭島市から申請者へ連絡（決定日不定）
留意事項	区市町村によっては、市外児童の申込みの制限を行っていることがあります。

5 昭島市以外にお住まいで昭島市内の保育施設を希望する場合

●昭島市へ転入予定がある場合

申込み要件	入所月の1日までに昭島市に転入し、転入届及び保育所幼稚園係への届け出を完了すること。
受付場所	昭島市役所 1 階 17 番窓口保育所幼稚園係
受付期限	昭島市が定める各申込み締切日まで（ P7～10 参照 ）
必要書類	*保育施設の入所申込みに必要な書類（P18、19 参照） *市・都民税課税（非課税）証明書又は、市・都民税決定通知書のコピー（証明又は決定通知書の必要な年度は（P19 参照）にて確認をしてください。） *昭島市へ転入予定で申込みをする場合は、通常必要な申請書類のほかに、昭島における転入先の住所と入居予定日がわかる書類（賃貸契約書、売買契約書のコピーなど）が必要です。左記書類が用意できない場合は、転入誓約書の提出が必要です（市のホームページを参照してください）。
留意事項	昭島市への転入手続きの際、必ず保育所幼稚園係にて別途転入の手続きを行ってください。

●昭島市へ転入予定がない場合

申込み要件	父又は母の勤務地が昭島市内であること
受付場所	住民登録をしている区市町村の保育施設入所担当課
受付期限	昭島市における受付期限の概ね1週間前 （実際の受付期限は受け付けをする区市町村により異なります。詳細はお住まいの区市町村の保育施設入所担当課へご確認ください。）
必要書類	*保育施設の入所申込みに必要な書類（P18、19 参照） *市・都民税課税（非課税）証明書又は、市・都民税決定通知書のコピー（証明又は決定通知書の必要な年度は（P19 参照）にて確認をしてください。）
申請の流れ	お住まいの区市町村に申請→お住まいの区市町村から昭島市へ申請書類を送付→昭島市が利用調整→昭島市からお住まいの区市町村へ利用調整結果を連絡→お住まいの区市町村から申請者へ連絡
留意事項	- 申請書類は可能な限り昭島市様式の使用をお願いします。ただし、申込みをする区市町村にて指定のある場合は、指定の様式を使用してください。 - 住民登録をしている区市町村の保育施設入所担当課への申込となるため電子申請はできません。 - 転勤等により勤務地が昭島市で無くなった場合は、原則当月末をもって退所となります。 4月入所申込みは、第一次集中受付は不可で、第二次集中受付からの申込みとなります。

◆ 本人確認・マイナンバー確認について

入所申込み、認定申請、認定変更申請時には、来庁される方の本人確認書類の提示が必要です。また、申請書にマイナンバーを記載する場合、申請者本人のマイナンバー確認書類が必要となります（申請者本人以外の方が来庁される場合は、別途委任状も必要となります）。

本人確認をする書類等		
①	マイナンバーカード	
②	1つの物で確認	運転免許証・運転経歴証明書
		旅券（パスポート）
		身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳
		在留カード・特別永住者証明書
		官公署が発行した証又はそれに類するもので、写真があり、氏名・生年月日又は住所が記載されているもの
③	2つの物で確認	健康保険証
		介護保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証
		年金手帳・年金証書
		児童扶養手当証書・特別児童扶養手当受給証明書
		官公署が発行した証又はそれに類するもので、氏名・生年月日又は住所が記載されているもの

マイナンバーを確認する書類等	
①	マイナンバーカード
②	通知カード ※住民票に記載されている氏名・住所等と一致している場合のみ （個人番号通知書は証明書として使用できません）
	マイナンバーの記載された住民票の写し 【又は】 マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

保育の必要性の認定

●保育施設を利用する場合は、保育の必要性の認定（2号・3号）を受ける必要があります。

保護者の「保育を必要とする事由」に応じて、申請内容を基に市が2号又は3号の認定を行います。保育所、認定こども園及び地域型保育施設の利用を希望する保護者の方は、市に「教育・保育給付認定申請書」及び保育を必要とする事由を証明する書類等を提出してください（保育所入所申込みと同時に申請ができます）。

<認定区分>

年齢	保育の必要性	認定区分	保育の必要量	利用できる施設
満3歳以上	なし (教育を希望)	1号	教育標準時間 (4時間)	・幼稚園(新制度) ・認定こども園(幼稚園機能)
満3歳以上	あり (保育を希望)	2号	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園(保育所機能)
0歳～2歳	あり (保育を希望)	3号	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園(保育所機能) ・地域型保育施設

※3号認定は3歳の誕生日の前々日までとなり、誕生日前日から自動的に2号認定に切替わります。

<支給認定証の交付> ※お手元に届いた支給認定証は大切に保管してください。

認定申請や変更申請があったときは、申請内容及び保育の必要性を確認・審査し、30日以内に認定証を発行することが原則とされていますが、申請が多数に及ぶ場合、30日以内に認定証を発行することが難しいと見込まれます。そのため下記の日程で発行する予定です。

令和8年度4月申請者	⇒	一次受付分 令和8年1月19日発送予定 二次受付分 令和8年2月24日発送予定
5月以降申請者	⇒	毎月、認定開始日前月の25日頃発送予定

1 保育を必要とする事由

保護者のいずれもが以下の事由のいずれかに該当することが必要です。(詳細はP15参照)

- ① 就労・就労内定(月64時間以上の勤務)
- ② 妊娠、出産(出産予定月の前後2か月、多胎児の場合は、出産予定月の前後3か月)
- ③ 保護者の疾病、障害により保育に当たれない
- ④ 長期療養中や障害のある親族の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における、職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

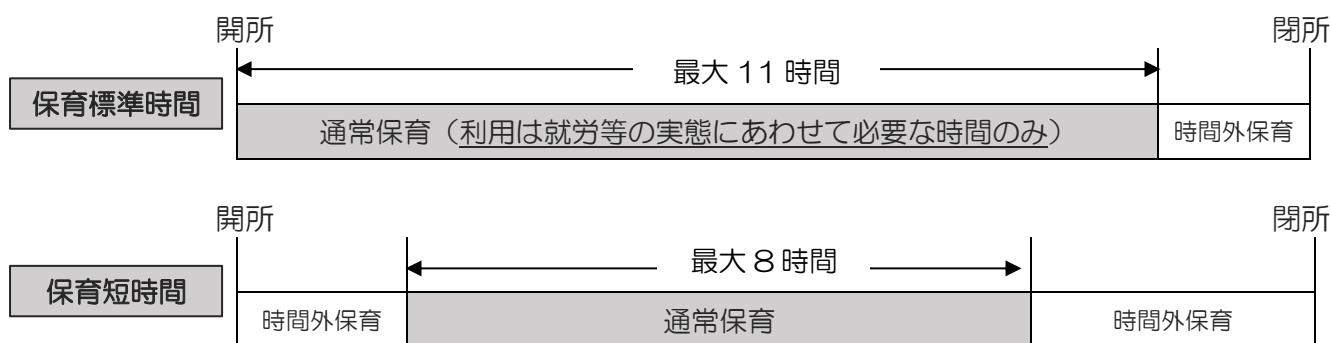
※就労時間には休憩時間・通勤時間を含みます。

※認定期間内でも、上記保育の必要性の事由がなくなった場合は、その時点までとします。

※認定内容に変更が生じた場合は、速やかに認定変更手続きを行う必要があります。(P14参照)

2 保育の必要量（利用時間）

保護者の「保育を必要とする事由」により、次のいずれかの利用時間に区分します。



※開所閉所時間及び保育標準時間・短時間の対応時間は保育施設により異なります。（P28～30 参照）

※「保育の必要量」では利用可能な最大の保育時間を認定しています。実際の保育時間は保育施設との面談等で決まります。

＜保育を必要とする事由ごとの認定時間区分＞

保育必要事由	保育標準時間	保育短時間
就労	○（月 120 時間以上就労）	○（月 64 時間以上 120 時間未満就労）
妊娠・出産	○	△（希望により可）
疾病・障害	○	△（希望により可）
介護・看護	○	△（希望により可）
災害復旧	○	△（希望により可）
求職活動	×	○（有効期間 3 か月）
就学	○（時間割等による）	○（時間割等による）
育児休業	×	○（育児休業終了日の前月末まで）
その他	要相談	

＜保育時間の認定変更について＞

保育標準時間又は保育短時間の認定を受けても、勤務形態などによって変更できる場合があります。保育所幼稚園係に相談をしてください。

※変更申請を受理しても、審査の結果により変更できない場合があります。

●保育標準時間に該当する要件の方が、保育短時間を希望する場合の例

- ・勤務時間で判定すると保育標準時間に該当するが、祖父母が送迎できる。
- ・出産要件だが、家庭での子育ての負担も少ないので短時間の利用を希望する。



※常時8時間を超える保育を希望する場合は、変更できません。

※時間外保育を月極で利用することはできません。急な残業や通院などで時間外保育を利用する場合は、時間単位のスポット利用のみとなります。（時間外保育料についてはP34 参照）

●保育短時間に該当する就労（就学）時間の方が、保育標準時間を希望する場合の例

- ・月 120 時間未満の勤務だが、勤務開始が 8 時からのため保育短時間では勤務開始に間に合わない。

※標準時間に変更しても、実際に利用できる時間は、就労・就学の実態にあわせた時間のみです。

※求職中・育児休業中は保育短時間認定のみとなります。保育標準時間認定への変更はできません。

保育の必要性の変更手続き

●認定内容の変更について

「支給認定証」の記載内容に変更があった場合には手続きが必要です。

変更の申請/届出がないと、認定の取消し（＝退所）となる場合もありますので、必ず所定の手続きを行ってください。

<手続きが必要なケースの例>

内容	手続き	必要書類	電子申請
希望保育施設を変更したい	届出（前月 15 日締切り）		○
保育施設の申込みを取下げたい	届出（前月 15 日締切り）		○
仕事を始めた	変更申請	就労証明書	○
転職した/勤務条件が変わった	（必要に応じて変更申請※）	就労証明書	○
仕事を辞めた	変更申請		○
妊娠・出産した	変更申請（予定日 2 か月前～）	母子手帳	○
育児休業に入る	変更申請	就労証明書	○
市内転居した	届出		×
結婚・離婚した	届出	事由の証明書等※	×
市外転居が決まった	届出		×
認定保護者を変更したい	変更申請		×
保育の必要量を変更したい	変更申請	（各証明書等※）	○

※詳細やこの表にないケースについては、直接相談をしてください。

※認定こども園の認定変更手続きについては、[Q&A の Q14 \(P37\)](#) を参照してください。

<変更申請の締切り>

毎月 1 日付けの変更 → 締切日：前月 20 日（土曜・日曜・祝日の場合は前開庁日）

※入所申込みの指数に反映する変更は、前月 15 日までに変更届出を提出する必要があります。

※届け出は、事由が発生した時点で手続きをしてください。

※有効期限切れや認定変更前の支給認定証は、保育所幼稚園係へ返却してください。

認定変更の電子申請（マイナポータル）から手続きについて

認定区分や事由、保育の必要量などの認定内容に変更があった場合は、インターネットを通じて、手続きすることができます。（上記表の電子申請に○がある場合）

インターネットからの手続きの場合は、受付期間は変更月の前月 1 日から 20 日までです。また下記 2 点の提出が必要です。（求職中への変更の場合は①のみ）

- ①本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）
- ②就労証明書、母子手帳、診断書等、変更後の事由を証明する書類の写し

※提出書類は写真等画像ファイル、又は PDF ファイルでの提出になります。
 ※認定の事由によって必要な書類は異なります。詳細は右の二次元コードから
 手続きページ（ぴったりサービス）の案内を確認してください。

教育・保育給付認定の
変更申請



保育施設の入所申込み基準

1 入所申込みができるのは

保育施設は生後57日目（地域型保育施設は生後満6か月目）から小学校就学前までの子どもで、保護者等が（2）の1～10のいずれかに該当し、子どもの保育を必要とする場合に入所申込みができます。なお、『集団生活を経験させたい』『幼児教育の場として利用したい』という事由は、保育施設利用の対象とはなりません。

※昭島市の保育施設に申し込むためには、次の（1）（2）のいずれにも該当する必要があります。

※希望者多数により、希望する保育施設に入所できない場合があります。予めご承知ください。

（1）保護者が昭島市在住であるか、昭島市に勤務先があること

※昭島市へ転入予定の方は、必要書類を添付することにより、転入予定月の翌月以降の入所申込みをすることができます。（[P11 参照](#)）

（2）「教育・保育給付認定（2号又は3号）」を受けていること（[P12、13 参照](#)）

※保育施設の入所申込みと同時に行うことができます。

※認定を受けるには、保護者のいずれもが下記1～10のいずれかに該当する必要があります。

	保育を必要とする事由	認定の基準（条件に満たない場合は申込みできません）	入所期間
1	就 労	月64時間以上（休憩時間・通勤時間含む） （例）1日6時間以上かつ週3日以上又は、 1日4時間以上かつ週4日以上	就労期間
2	出 産	出産のため保育ができない場合	最長5か月 （出産予定月と前後各2か月） （多胎児の場合は出産予定月と前後各3か月の計7か月）
3	疾 病	入院、通院が必要で保育ができない場合 自宅療養で保育が困難と診断された場合	入院、通院期間 療養期間
4	障 害	心身に障害がある場合	該当期間
5	介 護 看 護	親族に疾病、負傷又は心身に障害のある人がいるため、子どもの保護者が常にその介護や看護にあたっている場合	介護、看護期間
6	災 害 復 旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	必要な期間
7	就 労 内 定	月64時間以上（休憩時間・通勤時間含む） （例）1日6時間以上かつ週3日以上又は、 1日4時間以上かつ週4日以上	※1か月以内
8	求 職 活 動 （求職中）	保護者が求職中である場合（ <u>両親ともに求職中の場合は申込み不可</u> ）	※3か月以内
9	就 学	保護者が学校等に通学している場合	就学期間
10	そ の 他	子どもの安全のために適切な保育が必要な場合	保育を要する期間

※ 入所期間中に正式に就労した場合は、入所期間が「就労期間」に変更となります。（就労証明書提出要）

2 入所を希望できる月

入所を希望できる月は保育を必要とする事由によって決まります。また0歳児クラスの入所申込みは、申込月1日時点での生後日数によって制限があります（[次ページの<0歳児クラス早見表>参照](#)）

保育を必要とする事由	入所希望月
就労・就学	保育等が必要な月から
育児休業から復職	就労証明書記載の復職予定月から（復職日が1日の場合のみ復職予定月の前月から）（※1）
就労内定	就労予定月から（※2）
求職活動中	保育が必要な月から（※3）
出産予定 （出産後に就労等その他の要件がない場合）	出産予定月とその前後各2か月（計5か月）以内（※4） 多胎児の場合、出産予定月と前後各3か月（計7か月）以内
昭島市に転入予定	転入予定日の翌月から（予定日が1日の場合のみその月から）

※1【育児休業中の方】

保育施設の入所が決まったら、入所月の翌月1日までに復職し、速やかに復職証明書を提出してください。なお、復職日が1日の場合のみ復職予定月の前月から申込み可能です。

利用開始月	育児休業終了日	復職日	入所
4月	4月29日	4月30日	可
	4月30日	5月1日	
	5月1日	5月2日	
	復職しない・きょうだいの育児休業を4月から取得		不可

※2【就労内定の方】

保育施設へ入所した月末までに、就労開始後に記入された就労証明書を提出してください。

※3【求職活動中の方】

保育施設へ入所してから3か月以内に勤務を開始し、就労証明書の提出とともに変更手続きを行ってください。

※1～3に該当する方で、期限内に書類の提出がない場合は、退所となります。

※4【出産理由の方】

記載の期間の終了と同時に退所となります。再度入所を希望される方は、申込締切日までに新たに申込みが必要です。なお、改めて利用調整するため、入所できない場合もあります。

出産後も継続して保育施設の利用を希望される方は、[Q&AのQ7（P36参照）](#)も必ずご確認ください。



<0歳児クラス早見表>

入所希望月	保育所、認定こども園（57日）	地域型保育施設（満6か月）
令和8年 4月	～ 令和8年 2月3日生まれまで	～ 令和7年 10月1日生まれまで
令和8年 5月	～ 令和8年 3月5日生まれまで	～ 令和7年 11月1日生まれまで
令和8年 6月	～ 令和8年 4月5日生まれまで	～ 令和7年 12月1日生まれまで
令和8年 7月	～ 令和8年 5月5日生まれまで	～ 令和8年 1月1日生まれまで
令和8年 8月	～ 令和8年 6月5日生まれまで	～ 令和8年 2月1日生まれまで
令和8年 9月	～ 令和8年 7月6日生まれまで	～ 令和8年 3月1日生まれまで
令和8年 10月	～ 令和8年 8月5日生まれまで	～ 令和8年 4月1日生まれまで
令和8年 11月	～ 令和8年 9月5日生まれまで	～ 令和8年 5月1日生まれまで
令和8年 12月	～ 令和8年 10月5日生まれまで	～ 令和8年 6月1日生まれまで
令和9年 1月	～ 令和8年 11月5日生まれまで	～ 令和8年 7月1日生まれまで
令和9年 2月	～ 令和8年 12月6日生まれまで	～ 令和8年 8月1日生まれまで
令和9年 3月	～ 令和9年 1月3日生まれまで	～ 令和8年 9月1日生まれまで

※保育所、認定こども園は入所希望月の1日に生後57日を経過しているお子さんが、
地域型保育施設は入所希望月の1日に生後満6か月を経過しているお子さんが対象となります。

3 令和8年度クラス編成表

保育施設のクラスは令和8年4月1日時点の年齢で決まります。以下の表をご参照の上、クラスを確認してください。

クラス	生 年 月 日
0歳児クラス	令和7年4月2日以降
1歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日



保育施設の入所申込みに必要な書類

1 「保育所等利用申込書」

2 保育の認定を受けていない方は「教育・保育給付認定申請書」(P12~13 参照)

3 「保育施設入所申込みチェックシート」

4 保育を必要とする事由を証明する書類（下記参照）

※保護者それぞれに保育を必要とする事由を証明する書類が必要です。（求職活動中・不存在を除く）

※不足書類がある場合や、記入内容に不備がある場合は受け付けできません。

※保護者本人が手続きに来ることができず、代理人が申込みをする場合は、別途委任状が必要です。

※就労証明書の様式は、学童クラブと異なります。学童クラブ用の様式は使用できません。

保育の必要性の事由	必 要 書 類
就労（外勤）の方	就労証明書 ※転職等のため現在の就労先で直近3か月以上の勤務実績のない方のうち、前職との間隔が1か月以内の方は、前職での直近3か月の就労実績がわかる書類もあわせてご用意ください（就労証明書や給与の支払いが分かる書類など）。
就労（自営業）の方	①就労証明書 ②（自営中心者の方は）下記の添付書類いずれか一つ ・個人事業の開業届の写し（届出年月日が2年以内のものに限る。） ・確定申告書の写し又は収支内訳書の写し ・請負契約書の写し又は受注書の写しなど ・帳簿の写し、パンフレットなど、開業中や事業の開始を証明できるもの ※開業中や事業の開始を証明できる書類としてホームページの写しを提出する場合は、個人で立ち上げた個人事業用ホームページに限り有効です。
就労（内職）の方	①就労証明書 ②添付書類（請負書・注文書・委託契約書など）
育児休業から復職される方	就労証明書（復職予定日が記載されていること） ※育児休業を短縮して復職する場合は、育児休業の短縮が「可」となっているか、備考欄にその旨の記載があること
産前・産後休業から復職される方	就労証明書
出産の方	母子健康手帳のコピー（氏名が記載されている表紙と分娩予定日が記載されているページ）
保護者が疾病の方	診断書 ※「保育困難」、「保育不可」などの証明があるもの
保護者に障害がある方	下記の証明書いずれかのコピー 愛の手帳（療育手帳）・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳
介護、看護の方	① タイムスケジュール表（ケア・スケジュール表） ② 介護・看護、付添い状況の申立書 ③ 下記の証明書でいずれか1つ 身体障害者手帳（1～3級）コピー、愛の手帳・療育手帳（1～3度）コピー、介護保険被保険者証（要介護度3～5）コピー、又は診断書
災害の復旧に当たっている方	①申立書 ②り災証明書等
就労内定の方	就労証明書
求職活動中の方 （起業準備を含む）	なし （両親ともに求職活動中の場合は保育施設の入所申込みはできません）
就学の方	①学生証又は在学証明書 ②時間割表又は通学の状況がわかる資料 ③タイムスケジュール表
その他の理由	保育所幼稚園係までお問い合わせください。

◆該当する方は以下の書類も用意してください（提出がないと加点の対象になりません）。

① 生活保護の方	保護受給証明書のコピー ※市で確認できる場合は、提出不要です。
② 世帯の生計中心者の失業・倒産等により、緊急に生計費を得るための就労を要する場合	雇用保険受給者証等
③ 65歳未満の同居祖父母が保育にあたれない事由に該当する場合	就労証明書・診断書等 ※提出がない場合は減点となります。
④ 認可外保育施設・定期利用保育・ベビーシッター等を利用している方	保育受託証明書 ※保育の認定があり、入所申込月の前月を含めて3か月以上利用の場合、又は年齢制限がある連携園のない認可外施設に入所中で、年度末に卒園する場合
⑤ ひとり親世帯の方	戸籍謄本・児童扶養手当受給証明書・児童育成手当受給証明書等 ※市で確認できる場合は提出不要です。
⑥ 入所を希望している子どもが障害を有する場合	下記いずれかのコピー1点 愛の手帳（療育手帳）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
⑦ 保育従事者	下記いずれも必要 ・保育士等に関する申立書 ・保育士資格証のコピー ※資格証の姓と現在の姓が異なる場合、変更の事実が確認できる書類（戸籍抄本等）が必要です

※各様式は昭島市ホームページからダウンロードできます。

子育て・教育 → 子育て → 保育園・幼稚園

→ 保育施設入所のごあんない → 保育施設入所のしおり・各種様式ダウンロード

各種様式
ダウンロード



5 入所審査における課税額、階層及び副食費免除を算定するために必要な書類

提出がなくても入所申込みは可能ですが、提出することで優先順位が変わる場合があります。

住民登録の状況	令和8年4月～8月に 入所希望の方 ※2	令和8年9月～令和9年3月に 入所希望の方
令和7年1月1日以前から引き続き昭島市民である方	不要 ※1	不要 ※1
令和7年1月1日、令和8年1月1日ともに昭島市に住民登録がなかった方 ※3	令和7年度市・都民税課税(非課税)証明書 (令和7年1月1日に住民登録があった区市町村で発行)	令和8年度市・都民税課税(非課税)証明書 (令和8年1月1日に住民登録があった区市町村で発行)
令和7年1月1日には昭島市に住民登録がないが、令和8年1月1日には昭島市に住民登録があった方 ※3		不要 ※1

※1 住民税の申告をしていない場合は、必ず申告の手続きをしてください。

※2 令和8年9月以降も引き続き利用を希望される方は、令和8年度の課税(非課税)証明書が住民登録のあった区市町村で6月以降に交付可能となりますので、8月末までに保育所幼稚園係へ提出をしてください。

※3 令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間に、海外にお住まいであった方は、海外における収入状況が分かる書類を提出してください。詳細は問い合わせください。

入所申込み時の注意事項

希望保育施設の見学	- 申込み前に、希望する保育施設の見学をお願いします 保活ワンストップサービスを使用した WEB 予約にて見学日・時間を予約してください。予約方法の詳細は P27 をご参照ください。 - 希望する保育施設の所在地・保育時間・募集の有無等をよく検討の上、入所したい順番に第1希望から記入してください。（第6希望まで申込みができます。）				
育児休業中の方	次ページからの「育児休業中に入所申込みをする方へ」を必ず確認してください。				
就労内定で申込みをされる方	- 就労内定で入所となった場合は、1か月の期限付き入所となります。 - 入所後1か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出することにより引き続き入所が可能となります。 - 申込み時に提出した就労証明書の内容で就労していないことが判明したときは、退所となる場合があります。				
出産の事由で申込みをされる方 （出産後に就労等その他の要件がない場合）	- 出産の事由での入所は出産予定月の前後2か月の入所となり、期限日をもって退所となります。再度入所を希望される方は、申込締切日までに新たに申込みが必要です。なお、改めて利用調整するため、入所できない場合もあります。 出産後も継続して保育施設の利用を希望される方は、Q&AのQ7（P36参照）も必ず確認をしてください。 ● 出産の事由で利用申込みできる期間 <table><tr><td>2 か月</td><td>出産予定月</td><td>2 か月</td><td>退所</td></tr></table> ※多胎児の場合、入所は出産予定月の前後3か月。	2 か月	出産予定月	2 か月	退所
2 か月	出産予定月	2 か月	退所		
求職活動で申込みをされる方	- 求職活動の事由で入所した場合は、3か月の期限付き入所となります。 3か月以内に就労できない、又は就労証明書の提出がないときは、退所となります。 - 入所後の毎月の求職活動について、求職活動実績申告書（市のホームページ参照）の提出を求める場合があるため、必ず活動の記録を残してください。 ※両親ともに求職活動中の場合は申込みできません。				
障害・疾病等がある子どもの申込みをされる方	- お子さんの状態や保育施設の体制によっては受入状況が異なりますので、お子さんと一緒に保育施設の見学を行い、対応等について相談をしてください。 - 障害や疾病、発達の遅れなど、気になることがあるお子さんについては、申込みをされた保育施設の状況により、入所の調整を行う場合があります。 - 申込み時に申し出がなく入所した場合には、入所の取消し又は退所となる場合がありますのでご注意ください。 ※申込みをされる前に、お子さん同伴のうえ窓口にご相談をしてください。申込み時には、医師から集団保育可能と診断された診断書又は情報提供書が必要になります。				
転所の申込みをされる方	転所決定後に辞退しても、元の保育施設には戻れません。入所していた保育施設にはすでに別の子の入所が決定しているため、入所していた保育施設は退所となります。転所の希望がなくなった時は、取下げの手続きをしてください。				

＊注意＊ 申込みに係る提出書類について

○提出期限までに選考指数に係る証明書類の提出がない場合は、申込みができません。

また、調整指数に係る証明書類の提出が無い場合は、加点はできません。提出期限後に提出された書類は、次月の利用調整から反映します。

○就労証明書、診断書の有効期限は証明日から 3 か月間です。

ただし、4 月入所の集中受付期間の申請は、10 月 1 日以降の証明日のみ有効です。

育児休業中に入所申込みをする方へ

1 入所後の復職先と就労条件について

育児休業中に入所申込みは、必ず就労証明書とおりの勤務に戻ることが条件です。

申込み時に申告せずに、自己都合で転職した、就労時間（就労条件）が申込み時と異なる、育児休業から復職ができない場合は、入所の内定が取消しとなる場合があります。

※入所後に判明した場合は、退所となる場合があります。申込み時に必ず相談をしてください。

～次の方は、ご注意ください～

- ◆ 元の就労先に復職せずに、転職をする方
申込み時に転職先が決まっている場合は、転職先の就労証明書を提出してください。転職後の就労条件で審査します。
申込み時に転職先が決まっていない場合は、「求職活動」の要件で審査します。
- ◆ 復職後に雇用形態や就労条件が変わる方（育児休業明けの短時間勤務制度の利用を除く。）
復職後の就労条件が記入された就労証明書を提出してください。復職後の就労条件で審査します。
- ◆ 派遣社員の方
申込みの時点で派遣先や就労条件が決まっている場合は、就労証明書の内容で点数を決定します。
派遣先や就労条件が決まっていない場合は、派遣会社が記載した就労証明書があれば、就労条件の記載がなくても就労のうち「その他（12点）」を選考指数として審査を行います。就労証明書の提出がない場合は、「求職活動中（10点）」を選考指数として審査を行います。

2 入所後の復職日について

入所後は、入所月の翌月1日までに復職してください（[P16参照](#)）。復職後は復職証明書の提出が必要です。復職後速やかに提出してください。

※ 復職の期限を過ぎた場合、又は復職証明書の提出がない場合は、退所となる場合があります。

3 集中受付期間に令和7年度と令和8年度の同時申込みをする場合について

集中受付期間に、令和7年12月から令和8年3月まで（令和7年度）の入所申込みと、令和8年4月（令和8年度）を、同時に申込することができます。

- (1) 「郵送、窓口ポスト、窓口」で申請する場合は、申込書類は年度ごとに作成が必要です。

※4月入所申込みは窓口受付はございません。

就労証明書等は、原本1部とコピー1部で申込み可能です。

- (2) 「電子申請」で申請する場合は、令和7年度の入所希望月と、令和8年度4月のそれぞれで申込み手続きをしていただく必要があります。
就労証明書等はデータでの提出になるので、コピーをとる必要はありません。

保育施設等の入所申込み



～復職予定日が12月から3月の方は、以下の2点について就労先で事前に確認をしてください～

- ① 令和7年度の入所が保留になった場合…予定どおり復職するか、育児休業の延長が可能か
- ② ①で育児休業の延長が可能な場合…4月以降の入所決定をした場合に入所月の翌月1日までに復職することが可能か

※ ①・②については、就労先と就労証明書備考欄の記入内容を確認してください。

4 現在保育施設に入所中のお子さんの育児休業認定期間と、生まれたお子さんの入所申込みについて

認定が育児休業で保育施設に通える期間（認定期間）は、就労先が認める育児休業終了日の前月末（終了日が月末の場合はその日）までです。 ※認可外保育施設については、施設に確認をしてください。

認定終了後に保育施設の入所を継続するためには、新たに保育を必要とする事由の認定を受ける必要がありますので、必ず認定変更の手続きをしてください。

- 認定変更と同時に生まれたお子さんの保育施設の入所申込みをされる場合は、入所希望月の前月 15 日までに申込み手続きをしてください。
- 入所申込みをして保留になった場合、保留が続いている限り、上のお子さんは育児休業終了日の前月まで通園することが可能です。（途中で入所決定した場合には、復職する必要があります。）
- 育児休業期間の延長をされる場合は、再度就労証明書を提出のうえ、認定期間の変更の手続きをしてください。

復職せず認定の要件がなくなった場合は在園中のお子さんは退園になりますので、生まれたお子さんの入所時期にはご注意ください。

5 育児休業の減点の適用について

育児休業を取得中で更に延長を希望する方は、保育所等利用申込書の確認事項で、「育児休業からの復職による申請をする場合」欄の「2 保育所等の利用が保留となった場合は、保護者において育児休業の期間の延長を許容することができる。」を選択することで、調整指数により、基準指数から 11 点減点します。

※ 他の調整指数による加点減点は適用されなくなります。

※ 「1 直ちに復職することを希望する。」を選択した場合は、11 点の減点は適用されず、他に該当した調整指数が適用されます。

<注意事項>

- ◆ 減点して審査した場合でも、入所内定する場合があります。入所を辞退した場合は、保育所入所待機状況についての証明書（待機証明書）は発行できません。
- ◆ 減点を希望した場合は、令和 8 年度中（令和 9 年 3 月まで）の審査において減点が適用されます。
- ◆ 減点の希望、減点の取り消しどちらの場合も入所申込み受付期間に手続きが必要です。締切り日を過ぎた場合は、次月の審査から適用となります。

保育所入所待機状況についての証明書（待機証明書）について

入所申込みをしている方で、保育施設の入所が待機になったことを証明する「待機証明書」が必要な場合は、窓口で申請していただくか、インターネットを通じて、パソコンやスマートフォンから申請（電子申請）することができます。

電子申請を利用する場合は、以下の二次元コード、又は昭島市ホームページを参照してください。

電子申請フォーム 昭島市公式ホームページ



- ※ オンライン申請には、申請者の本人確認書類が必要です。
- ※ 年度中初めて入所申込みをして待機になった場合は、保育所等利用調整結果通知書（待機になったことがわかる通知）を送付します。それ以降の待機を証明する書類は、待機証明書の申請が必要です。

利用調整及び結果通知

1 利用調整（入所審査） ※入所の利用調整は、先着順や抽選ではありません。

※申込み締切り後、次ページの「入所選考基準表」に基づき、「保育の必要性（[P12 参照](#)）」を指数化し利用調整を行います。

※指数の高い方から順に、希望する保育施設への入所決定をします。指数が同じ場合は「優先順位」により決定します。詳しくは「保育の実施基準指数が同一の場合の優先順位」（[P26 参照](#)）をご覧ください。

2 利用調整結果通知 ※電話等による結果の問い合わせには、お答えできません。

※入所の可否について、封書で「保育所等利用調整結果通知書」をお送りします。なお、申込みのあった最初の月のみ、承諾・保留（待機）に関わらず通知をしますが、翌月以降は、承諾（入所内定）時のみの通知となります。

※4月入所の通知のみ時期が異なりますのでご注意ください。

令和8年度4月入所申込者



一次受付分 令和8年1月19日発送予定

二次受付分 令和8年2月24日発送予定

5月以降入所申込者



毎月25日頃発送予定



入所承諾（内定） になった方	<4月入所> 市から保育施設ごとの面談・健康診断等の一覧を送付します。記載の内容に沿って保育施設と面談・健康診断等の調整を行ってください。 <5月以降入所> 市からの結果通知を受けた後、直接保育施設へ連絡をして面談・健康診断等の調整を行ってください。 上記対応後、特に問題がなければ1日付けで入所となります。 ※「入所申込み時の注意事項」（P20 参照）と「入所後の注意事項」（P31 参照）を改めて確認をしてください。
入所保留（待機） になった方	・申込書は令和9年3月入所まで有効で、申込みの内容で毎月審査を行います。改めて申込みの手続きをする必要はありませんが、入所承諾の場合のみの連絡となります。 ・「希望する保育施設」や「保育を必要とする事由」等に変更がある場合は、速やかに変更手続き及び必要書類の提出をしてください（P14 参照）。次月からの選考指数等が変更になる場合があります。 <u>変更手続きがないまま入所決定し、申込内容と状況が変わっていることが判明した場合は、内定取消しや退所となる場合があります。</u> ・保育所入所が不要になった際には、取下げの手続きをしてください。
入所を辞退する方	・入所内定を辞退する場合は、速やかにご連絡いただき、市役所1階17番窓口にて辞退の手続きをしてください。 ・再度入所を希望する場合は、改めて申込みが必要です。 ・入所を辞退した場合、保留通知は発行されません。その後の待機証明書も発行できません。 ・転所内定を辞退しても、元の園には戻れません。

入所選考基準表

選考項目	保護者の状況		選考指数	入所承諾期間
就 労 注1	月 20 日以上 (週 5 日)	1 日 8 時間以上の就労を常態とする場合	20	必要な 期 間
		1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態とする場合	18	
		1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態とする場合	16	
	月 16 日以上 (週 4 日)	1 日 8 時間以上の就労を常態とする場合	18	
		1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態とする場合	16	
		1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態とする場合	14	
	月 12 日以上 (週 3 日)	1 日 6 時間以上の就労を常態とする場合	14	
出 産	内職	保育所の開所時間帯に週 1 6 時間以上の就労を常態とする場合	12	5 か月 以内
	その他	勤務の態様から明らかに保育に当たれないと認められる場合	12	
出 産	出産予定月とその前後の各 2 か月にある場合		18	5 か月 以内
疾 病 障 害	疾病	入院 1 か月以上／常時病臥（びょうが）／感染症疾患又は難病	20	必要な 期 間
		精神性の疾患を有し、週 1 回以上の通院を常態とする場合	20	
		精神性の疾患を有し、月 2 回以上の通院を常態とする場合	18	
		一般の疾病で通院加療（週 3 日以上）を常態とする場合	16	
		軽度の精神疾患を有している常態	16	
		一般の疾病で通院加療（週 1～2 日）を常態とする場合	12	
		その他（一般の疾病）で保育に当たれない常態にある場合	12	
	障害	身体障害者手帳 1・2 級／愛の手帳（療育手帳）1・2・3 度／精神障害者保健福祉手帳 1・2 級	20	
		身体障害者手帳 3 級／愛の手帳（療育手帳）4 度／精神障害者保健福祉手帳 3 級	18	
		身体障害者手帳 4 級	16	
不存在	保護者の死亡／離別／行方不明／拘禁等		20	
介 護 看 護	日中一人で 次の者を 在宅介護	要介護度 4・5／身体障害者手帳 1・2 級／愛の手帳（療育手帳）1・2 度	20	
		要介護度 3／身体障害者手帳 3 級／愛の手帳（療育手帳）3 度	18	
	病院・施設等の付添い（週 4 日以上）の状態にある場合		16	
	上記以外で、介護・看護が必要と認められる状態にある場合		12	
災 害	家屋の損傷その他の災害復旧のため保育に当たれない状態にある場合		20	
求職中	求職活動により保育に当たれない場合（起業準備含む）		10	3 か月
就 学	国都区市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所している場合		18	必要な 期 間
	学校教育法に定める学校等に通学するため、日中の外出を常態とする場合		16	
	上記に掲げるほか、通学等の態様から明らかに保育に当たれないと認められる場合		12	
その他	児童の安全のために適切な保育が必要であると市長が特別に認める場合		10～ 20	

右の 2 次元コードから昭島市公式 LINE アカウントを「友だち」に追加すると、
 保育指数のシミュレーション（試算）ができるようになりました。
 トーク画面から「子育て」→「幼稚園・保育施設など」→「認可保育所」→
 「保育指数シミュレーション」をタップして、質問に答えると合計指数の試算ができます。
 「保育指数シミュレーション」で試算した指数と、実際に市が審査して算定する
 指数とは異なる場合があります。試算結果は参考程度にお考えください。

昭島市公式 LINE



●調整指数表

基準保護者に関わるもの

NO	項 目	条 件	調整 指数	転所時 適用
1	就 労 (選考指数が低い 方の選考項目が 就労の場合)	入所月前の就労実績が3か月未満の場合(育児休業取得者は除く) ※就労証明書の証明日が属する月の前月末までの3か月	-1	○
2		就労証明書の証明日以降に勤務することが内定している場合	-2	○
3		世帯の生計中心者の失業、倒産等により、緊急に生計費を得るための 就労を要する場合	2	
4		自営業の自営中心者でない場合	-2	○

世帯に関わるもの

NO	項 目	条 件	調整 指数	転所時 適用
5	生 活 保 護	入所事由が、 <u>就労又は求職中</u> の場合	4	
6	ひとり親家庭	ひとり親家庭又はこれに準ずる世帯 (離婚調停中/行方不明/配偶者の暴力による逃避等)	4	
7	祖 父 母	65歳未満の同居の祖父母が保育を必要とする事由に該当しない場合	-1	○
8	保 育 料 滞 納	過去3か月分以上の保育料滞納(卒園児を含む)がある場合	-10	○
9	届出義務違反 (書類未提出を含む)	過去に入所選考時の入所事由(家庭状況、就労等)と入所後の状況が 異なっていることが判明した場合又は在所期間中に違反行為が判明 した場合	-5	○
10	市 外 在 住	市内の事業所に勤務し、転入予定のない場合	-3	○
11	保 育 従 事 者 注2	保育従事者又は保育従事予定であることが証明された場合	1	

申請子どもに関わるもの

NO	項 目	条 件	調整 指数	転所時 適用
12	兄 弟 姉 妹 等	双子以上の多胎児が同時に保育施設に入所を希望する場合	3	
13		兄弟姉妹が既に入所している保育施設への入所を第一希望とする場 合(転所は除く)	3	
14	転 所 (転所に係る申請 の場合に限る) 注3 注4	兄弟姉妹が既に入所している保育施設への転所を第一希望とする場 合	3	○
15		遠距離で通所が困難なため転所を希望する場合、又は時間外保育を必 要とし、時間外保育時間のさらに長い保育施設へ転所を希望する場合	1	○
16	障 害	保育施設の入所を希望する子どもが障害者手帳を有する場合	3	
17	児 童 養 護	児童福祉等の観点から特に調整が必要な場合	5	○
18	認可外保育施設 事業所内保育施設 定期利用保育 ベビーシッター等	保育が必要であると市に認定されている子を認証保育所又は認可外 保育施設等に預けており、入所申込月の前月を含めて3か月以上の実 績が確認できる場合	1	
19		上記実績が6か月以上の場合(No18と重複不可)	2	
20	年齢制限のある 保 育 施 設 注5	年齢制限がある連携園のない地域型保育施設等(認可外保育施設含 む)を卒園し、別の保育施設に入所する場合(転入者が市内の保育施 設に新規申込みする場合は除く)	5	
21	育児休業休等	<u>育児休業の延長を許容</u> できる場合(その他の調整指数は適用除外になりま す)	-11	

【入所選考基準表について】

- *選考指数は、保護者（父母等）それぞれの状況に基づいて認定し、そのうち低い方の指数をその世帯の「基準指数」とします。
 - *選考指数は、申込受付期限日までに提出された書類の保護者の状況により決定します。
 - *調整指数（申請子どもに関わるもの）の加減算は、申込みのお子さんごとに基準指数に対して行います。
 - *申請後、審査結果等により調整指数の加減算が確定する項目がありますので、ご了承ください。
- 注1 1日の就労時間には、休憩時間が含まれますが、通勤時間は含まれません。なお、下限の基準は、「月64時間」とします。（例：月16日（週4日）以上で、1日4時間以上、又は月12日（週3日）以上で1日6時間以上）
- 注2 保育従事者とは保育士・幼稚園教諭・保育教諭の有資格者が、保育施設（幼稚園を除く）で勤務している又は就労が内定している方が該当します。
- 注3 調整指数表の転所項目については、重複加点はできません。重複の場合は、点数の高い方を優先とします。
また、認証保育施設、企業主導型保育事業所等からの申込みは転所の扱いになりません。
- 注4 No15は、保護者からの申し出が必要になります。
- 注5 No20に該当する場合、No18、No19は適用除外になります。

選考指数の計算の仕方

- ① 選考基準表に基づいて、保護者（父母）それぞれの「選考指数」を設定し、いずれか低い方の指数を「基準指数」とします。
- ② 提出された保護者の状況を証明する書類に基づいて「調整指数」を設定します。
- ③ 「基準指数」＋「調整指数」を『保育の実施基準指数』とし、この指数により選考します。
*「保育の実施基準指数」が他世帯と同一の場合は、優先順位（下表参照）により決定します。

保育の実施基準指数が同一の場合の優先順位

（指数が同位となった場合は、次の選考段階の順に順位を決定します。）

選考段階	項 目
1	保護者の選考指数の和（合算）の高い者
2	優先利用項目の数が多い者 ＜優先利用項目＞ ・ひとり親家庭 ・生活保護世帯 ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ・虐待や配偶者からの暴力のおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合 ・子どもが障害を有する場合 ・兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に保育施設の利用を希望する場合 ・地域型保育施設を卒園した子 ・保育従事者 ※全ての優先利用項目は、転所申込みの場合には適用しません。
3	市内在住者（転入予定者を含む）
4	希望保育施設順位の高い者
5	前年度（9月入所審査からは当年度）の区市町村民税所得割額（父母合算額）の低い世帯

保活ワンストップサービスのご案内

申請する場合、希望する保育施設等の見学を推奨しています。

市内保育施設での見学予約は、保活ワンストップサービスを使用した WEB 予約になっています。

保活ワンストップサービスは、以下の保活サイトを通じてご利用いただけます。

(サービスの詳しい内容については下記参照)



保活ワンストップサービスでできること

STEP1 保育施設を探す

- 地図や条件指定で保育園を検索
- 市や園が提供する、最新の施設情報を収集
- 保護者の声を反映した、保活に必要な情報が充実



STEP2 保育施設に見学予約を申請する

- 見学予約はオンラインで、いつでも申請可能
- 園が設定した見学可能日時から、希望日時を選択
- 予約申請の結果はメールやマイページで通知・確認



STEP3 入園を申請する

- 市が提供する、入園の手続き情報を収集
- 市の入園申請ページへスムーズにアクセス
- オンラインで入園申請（市のサイト等から）



保活
ワンストップ



保活がよりスマートに

保育園や入園申請の情報をまとめて収集、
Webからも見学予約できます！

東京都

保育施設一覧

番号	施設名	所在地	定員					開所時間	一時 預かり 保育		
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5 歳				
1	多摩保育園	東町5-1-40	定員			151			開所時間	7：00～19：00	○
		544-1151	11	22	22	32	64	保育短時間	8：00～16：00		
								保育標準時間	7：00～18：00		
2	多摩保育園分園	東町4-12-18	定員			26			開所時間	7：00～18：00	－
		544-1151	6	10	10	－	－	保育短時間	8：00～16：00		
								連携園：多摩保育園	保育標準時間	7：00～18：00	
3	福島保育園	福島町1-18-8	定員			160			開所時間	7：00～19：00	○
		544-2277	15	25	30	30	60	保育短時間	8：00～16：00		
								保育標準時間	7：00～18：00		
4	わかくさ保育園	玉川町5-15-26	定員			150			開所時間	7：00～19：00	○
		544-0055	10	28	28	28	56	保育短時間	8：30～16：30		
								保育標準時間	7：00～18：00		
◆ 5	昭和郷保育園	中神町 1260	定員			100			開所時間	7：00～19：00	○
		543-1588	9	12	15	20	44	保育短時間	8：30～16：30		
								保育標準時間	7：00～18：00		
◆ 6	昭和郷第二保育園	中神町 1260	定員			196			開所時間	7：00～19：00	○
		541-5983	21	33	35	35	72	保育短時間	8：30～16：30		
								保育標準時間	7：00～18：00		
◆ 7	むさしの保育園	中神町 1294-4	定員			134			開所時間	7：15～19：15	○
		543-8280	9	15	20	30	60	保育短時間	8：30～16：30		
								保育標準時間	7：15～18：15		
8	中神保育園	朝日町5-4-17	定員			126			開所時間	7：00～19：00	○
		545-0255	8	12	24	26	56	保育短時間	8：00～16：00		
								保育標準時間	7：00～18：00		
◆ 9	昭和保育園	宮沢町2-28-18	定員			100			開所時間	7：00～19：00	○
		544-1213	9	15	18	20	38	保育短時間	8：30～16：30		
								保育標準時間	7：00～18：00		
◆ 10	むさしの保育園分園	宮沢町 497-2	定員			23			開所時間	7：15～19：15	○
		544-4664	3	10	10	－	－	保育短時間	8：30～16：30		
								連携園：むさしの保育園	保育標準時間	7：15～18：15	
◆ 11	上ノ原保育園	昭和町3-14-3	定員			180			開所時間	7：00～19：00	○
		541-0331	12	25	30	30	83	保育短時間	8：30～16：30		
								保育標準時間	7：00～18：00		
◆ 12	上ノ原保育園分園	昭和町4-7-19	定員			35			開所時間	7：00～20：00	○
		595-7058	6	9	10	10	－	保育短時間	8：30～16：30		
								連携園：上ノ原保育園	保育標準時間	7：00～18：00	
◆ 13	なしのき保育園	上川原町1-23-1	定員			120			開所時間	7：15～19：15	○
		543-6670	9	15	18	24	54	保育短時間	8：30～16：30		
								保育標準時間	7：15～18：15		
◆ 14	あきみ保育園	上川原町1-10-18	定員			109			開所時間	7：00～19：00	○
		519-4010	9	20	20	20	40	保育短時間	8：30～16：30		
								保育標準時間	7：00～18：00		

時間外保育の料金は、短時間保育終了から18時まででは半額になります。
 番号に◆マークがある園は、8時から8時半までの時間外保育料金はかかりません。
 番号に●マークがある園は、8時から9時までの時間外保育料金はかかりません。

番号	施設名	所在地	定員					開所時間	一時 預かり 保育	
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
◆ 15	つつじが丘保育園	つつじが丘3-6-23	定員		110			開所時間	7：00～19：00	○
		544-8527	12	12	20	20	46	保育短時間	8：30～16：30	
								保育標準時間	7：00～18：00	
16	昭島ゆりかご 第二保育園	田中町3-5-20	定員		90			開所時間	7：00～18：00	○
		544-6829	9	10	12	18	41	保育短時間	8：30～16：30	
								保育標準時間	7：00～18：00	
17	拝島保育園	拝島町2-4-26	定員		100			開所時間	7：00～19：00	○
		541-1074	9	15	18	19	39	保育短時間	8：00～16：00	
								保育標準時間	7：00～18：00	
◆ 18	昭栄保育園	拝島町3-17-11	定員		100			開所時間	7：00～19：00	○
		544-1401	12	15	15	18	40	保育短時間	8：30～16：30	
								保育標準時間	7：00～18：00	
19	ゆりかご保育園	松原町2-9-2	定員		130			開所時間	7：00～19：00	○
		544-3619	15	20	23	24	48	保育短時間	8：30～16：30	
								保育標準時間	7：00～18：00	
20	松原保育園	松原町4-11-3	定員		110			開所時間	7：30～18：30	○
		541-1227	9	15	20	22	44	保育短時間	8：30～16：30	
								保育標準時間	7：30～18：30	
21	同援はいじま保育園	松原町5-2-25	定員		50			開所時間	7：00～19：00	○
		543-1166	-	10	10	10	20	保育短時間	8：30～16：30	
								保育標準時間	7：00～18：00	
● 22	よつぎ第四保育園	美堀町5-17-2	定員		110			開所時間	7：00～19：00	○
		546-3666	14	16	18	20	42	保育短時間	9：00～17：00	
								保育標準時間	7：00～18：00	
23	ニコット 拝島	美堀町5-21-1	定員		60			開所時間	7：00～20：00	－
		543-0707	6	10	11	11	22	保育短時間	9：00～17：00	
								保育標準時間	7：00～18：00	
24	スターチャイルド 昭島ナーサリー	代官山2-5-1	定員		60			開所時間	7：00～19：00	－
		519-5790	-	10	11	13	26	保育短時間	8：30～16：30	
								保育標準時間	7：00～18：00	

○年齢制限のある保育施設の卒園後について

- 地域型保育施設、多摩保育園分園、むさしの保育園分園は2歳児まで、上ノ原保育園分園は3歳児までで卒園となります。
これらの施設は、「アルペジオ」を除いて連携園がありますので、連携園に優先的に入所することができます。（入所の申込みは必要です）
ただし、連携園のある地域型保育施設の入所月が2歳児クラスの1月から3月までの入園者については、連携園に優先的に入所することができない場合がありますのでご注意ください。
- 昭島市の連携園の無い地域型保育施設を卒園し、他の保育施設を申込みされた場合、基本の点数に調整指数として5点を加点して審査をします。（入所を保証するものではありません）
- 連携園のある保育施設を利用している方が連携園を希望せずに他の保育施設を申請する場合は加点が付きません。

○認定こども園

番号	施設名	所在地	定員（上 保育所機能 （下 幼稚園機能）					開所時間		一時 預かり 保育
		電話番号	0歳	1歳	2歳	満3・3歳	4・5歳			
25	幼保連携型認定こども園 ミナパもくせいのもり	もくせいの杜 1-2-25	132 （保育所 114） （幼稚園 18）					開所時間	7：00～19：00	○ ☆幼稚園 預かり保育
		519-4378	9	15	18	24	48	教育時間	9：00～13：00	
			-	-	-	6	12	保育短時間	8：00～16：00	
			-	-	-	6	12	保育標準時間	7：00～18：00	
26	幼保連携型認定こども園 昭島ナオミこども園	玉川町 1-10-4	131 （保育所 119） （幼稚園 12）					開所時間	7：00～19：00	○ ☆幼稚園 預かり保育
		545-3561	9	22	22	22	44	教育時間	9：00～13：00	
			-	-	-	3・3	6	保育短時間	8：00～16：00	
			-	-	-	3・3	6	保育標準時間	7：00～18：00	
27	幼保連携型認定こども園 イコロ昭和の森	代官山 1-2-2	190 （保育所 160） （幼稚園 30）					開所時間	7：00～19：00	○ ☆幼稚園 預かり保育
		545-0156	12	28	30	30	60	教育時間	9：00～13：00	
			-	-	-	10	20	保育短時間	8：00～16：00	
			-	-	-	10	20	保育標準時間	7：00～18：00	
28	幼保連携型認定こども園 のぞみこども園	松原町 5-11-7	95 （保育所 80） （幼稚園 15）					開所時間	7：00～19：00	○ ☆幼稚園 預かり保育
		541-1565	9	12	14	15	30	教育時間	9：00～13：30	
			-	-	-	5	10	保育短時間	8：30～16：30	
			-	-	-	5	10	保育標準時間	7：00～18：00	

○地域型保育施設 （生後満6か月～2歳）

番号	施設名	所在地	定員			開所時間		一時 預かり	
		電話番号	0歳	1歳	2歳				
		連携園							
29	昭島ドリーム	東町 2-1-23	定員		15		開所時間	7：00～19：00	○
		519-7885				保育短時間	8：30～16：30		
		ミナバもくせいのもり	3	6	6	保育標準時間	7：00～18：00		
30	保育園アルペジオ 昭島昭和町園 ※食物アレルギー対応不可	昭和町 3-23-28	定員		14		開所時間	7：30～19：30	○
		545-5650				保育短時間	8：30～16：30		
		なし	1	6	7	保育標準時間	7：30～18：30		
31	小規模保育所すみれ	緑町 1-4-25	定員		19		開所時間	7：30～17：30	－
		541-2468				保育短時間	8：30～16：30		
		昭島すみれ幼稚園	-	6	13	保育標準時間	7：30～17：30		
		小規模保育所すみれの開所時間は 10 時間です。また、土曜保育は行いません。							
32	しらさぎ保育室 ※食物アレルギー対応不可	玉川町 2-4-8	定員		4		開所時間	7：30～18：30	－
		519-2853				保育短時間	8：00～16：00		
		なしのき保育園	1	1	2	保育標準時間	7：30～18：30		
33	すまいる・たいむ ※食物アレルギー対応不可	松原町 4-3-19-105	定員		5		開所時間	7：30～18：30	○
		519-6389				保育短時間	8：30～16：30		
		松原保育園	1	2	2	保育標準時間	7：30～18：30		
34	ほおむり・たいむ ※食物アレルギー対応不可	松原町 4-3-19-106	定員		4		開所時間	7：30～18：30	－
		519-2993				保育短時間	8：30～16：30		
		スターチャイルド昭島ナーサリー	1	1	2	保育標準時間	7：30～18：30		

入所後の注意事項

慣 れ 保 育	入所後は、お子さんの様子を見ながら1週間程度徐々に通常の保育時間に近づけていく場合があります。(利用保育施設により対応が異なります。)
現 況 届	・認定保護者の現況と次年度の継続入所の意思を確認するために、毎年12月ごろに「教育・保育給付認定現況届」・「保育所等入所状況調査書(入所継続意向調査)」・「保護者の就労証明書等」を提出していただきます。 ・期限までに必要書類の提出がない場合は、継続入所の意思がないものとし<u>3月末日</u>で退所となります。
長 期 間 の 休 み	休園制度はありませんので、(同じ月で)1か月以上休むことはできません。 なお、お休みしている期間も副食費等が発生する可能性があります。 ただし、里帰り出産事由は一時的にお休みできる期間を設けています。 詳しくは、里帰り出産に伴う休園についてをご覧ください。
里 帰 り 出 産 に つ い て	休園制度はありませんが、里帰り出産の場合は、(同じ月で)1か月以上休むことができます。 ただし、(同じ月で)1か月間休んだ月の前後の月は、必ず登園してください。 (例：7月に登園しなかった場合は、6月及び8月は登園してください。)
求 職 活 動 で 入 所 の 方	・入所月から3か月以内に就労を開始し、就労への認定変更手続きが必要となります。就労以外の要件には変更できません。 ・活動内容について、求職活動実績申告書(市ホームページ参照)の提出を求める場合があるため、必ず活動記録をしてください。
就学で入所の方	就学期間終了後、直ちに就労できるよう在学中に求職活動を行ってください。(就学から就労以外の要件への認定変更はできません。)
市 民 税 が 未 申 告 の 方	毎年、必ず申告を済ませてください。 未申告の場合、その世帯の市民税の所得割課税額が確定するまでの間、副食費免除及び時間外保育料の減免の判定の対象外となります。
退所・市外へ転出	・退所される方は、早めに連絡をしてください。手続きは、直接保育所幼稚園係で行ってください。また、入所中の保育施設にも連絡をしてください。 ・市外に転出される場合は、「退所」や「継続入所」等の手続きが必要になりますので、必ず保育所幼稚園係で手続きを行ってください。 ・市外に転出後も引き続き昭島市の保育施設等に継続して通園する場合は、保護者の方の勤務地が昭島市内にある場合は通園可能です。 ただし、退職、転勤等で勤務地が昭島市内でなくなった場合は、<u>原則要件が無くなった月末での退園となります。</u> 保護者の方の勤務地が昭島市内にない場合は、原則転出先の区市町村の保育施設等の入所申込みをして待機となった場合のみ、<u>最大で年度内までは引き続き通園できます。ただし次年度4月からは継続通園できません。</u> ※5歳児でクラスでの転園を希望しない、転出時期により年度内は転園を希望しない等の理由で転出先の区市町村の保育施設等の入所申込みをしないで継続入所を希望する場合は、保育所幼稚園係までご相談ください。
「保育を必要とする事由」等に変更があった場合	・申込み後や入所後に、提出した書類の内容に変更があった場合は、速やかに変更手続き及び必要書類の提出をしてください。(P14 参照) ・保護者の状況は申込み時から入所後まで継続しているものとして審査します。変更手続きがないまま入所決定し、申込内容と状況が変わっていることが判明した場合は、内定取消しや退所となる場合があります。
認定こども園の認定区分変更	幼稚園機能(1号認定)と保育所機能(2号認定)の区分を切り替える場合は、 Q&AのQ14(P37) を参照して申請をしてください。

利用者負担額（保育料）

保育料

- ・保護者が負担する利用者負担額（以下「保育料」）は、幼児教育・保育の無償化及び第一子無償化に伴い、認可保育施設に通うすべてのお子さまが無償となります。
ただし、副食費・行事費等は、無償化の対象外になるため自己負担となります。料金及び支払い方法については、各園で規定しています（副食費については [33 ページ](#)・[Q&A の Q18 \(P38\)](#) もご覧ください）。
- ・保育所、認定こども園（保育所機能）、地域型保育施設による違いはありません。

算定方法

4 月分から 8 月分までの階層及び副食費免除の判定基準と、9 月から 3 月分までの階層及び副食費免除の判定基準は異なります。毎年 9 月に再判定を行いますので、8 月までと 9 月からの階層及び副食費免除が変更となる場合があります。

※保育料は無償化となっておりますが、副食費の免除及び時間外保育料の減免に該当する可能性があるため、算定は行います。

4 月～8 月分の保育料

・令和 7 年度市民税所得割課税額により決定

9 月～3 月分の保育料

・令和 8 年度市民税所得割課税額により決定

「所得割課税額」とは、地方税法に定める市民税所得割の額をいいます。ただし、次の控除は適用しません。

①配当控除 ②外国税額控除 ③寄付金控除 ④住宅借入金特別控除

※国の制度変更等により、年度途中でも変更になる場合があります。

<算定における注意点>

- ・該当年度の市民税未申告者が世帯にいる、又は税額が確認できない場合、最高階層の判定となります。
- ・世帯の主たる生計維持者が父母以外の場合、その主たる生計を維持する方の市民税所得割額等を含めて判定する場合があります。
- ・同居人がいる場合、婚姻関係の有無に関わらず同居人の市民税所得割額を合算して判定します。
- ・単身赴任等で同居していない配偶者がいる場合、同一世帯として階層及び副食費免除を判定します。また、海外赴任している場合も 1 年間の収入がわかる書類の提出が必要です。
- ・ひとり親世帯の方が祖父母と同居している場合、保護者の該当年度の収入が 100 万円未満の場合は、祖父母のうちどちらか収入の高い方の市民税所得割額で階層及び副食費免除を判定します。
- ・下記いずれかの「ひとり親世帯等」に該当する方は、副食費の免除対象となる可能性があります。
 - ① 配偶者がなく、児童を扶養している者の属する世帯（母子家庭・父子家庭）
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている者の属する世帯
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - ⑤ 特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - ⑥ 国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
 - ⑦ 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認めた世帯



保育料通知

保育料については、保育施設入所決定通知に通知を同封し、お知らせいたします。

※電話等による保育料の問い合わせには、お答えできません。

※副食費の免除及び時間外保育料の減免に該当する場合は、別途通知を送付いたします。

変更の届け出

以下の場合には階層及び副食費免除の再判定をしますので、保育所幼稚園係まで速やかに届け出をしてください。変更は届け出の翌月以降となります。

※保護者の結婚・離婚、パートナーと生活を始める等、家族構成に変更があった場合

※ひとり親の方で、祖父母との同居を始めた・同居をやめた場合

※修正申告等により市民税所得割額に変更があった場合

副食費免除について

幼児教育・保育無償化において、無償化の対象外となる副食費の支払いが月額 4,900 円まで免除となる制度です。（保育料と同じく 9 月に再判定します。）

＜免除対象者＞

- ① 1 号又は 3 歳児クラス以上の 2 号認定子どものうち年収 360 万円未満相当世帯の場合
- ② 3 歳児クラス以上の 2 号認定子どもが、同一世帯に属する未就学児のうち、最年長の子どもを第 1 子として数えて第 3 子以降の場合
- ③ 1 号認定子どもが、同一世帯に属する小学 3 年生までの子どものうち、最年長の子どもを第 1 子として数えて第 3 子以降の場合

※②、③に関しては、子どものカウント方法に年齢制限があります。また、未申告等で世帯収入が算定できない場合、副食費免除の対象外となります。

※免除対象の場合は、「副食費免除通知」を送付いたします。

＜計算例＞

小学 3 年生、5 歳児、3 歳児の双子の子どもがいる世帯



兄弟姉妹クラス	年収 360 万円未満相当世帯	年収 360 万円以上の世帯			
		1 号 (認定こども園(幼稚園機能)及び新制度幼稚園)		2 号 (保育所/3 歳児クラス以上)	
		カウント	免除可否	カウント	免除可否
小学 3 年生	—	第 1 子	—	—	—
5 歳児	免除	第 2 子	対象外(徴収)	第 1 子	対象外(徴収)
3 歳児①	免除	第 3 子	免除	第 2 子	対象外(徴収)
3 歳児②	免除	第 4 子	免除	第 3 子	免除

給食費負担軽減補助金について

3～5 歳児クラスのお子さんの保護者が負担する「給食費(副食費)」に対して、2,000 円を補助します。

①市内の保育園・認定こども園に在園している場合

直接、市が保育施設に補助しますので、保護者が負担するのは園が定める「給食費」から 2,000 円を差し引いた額になります。

(例えば、給食費 4,500 円－2,000 円＝2,500 円が保護者負担額となります。)

※保護者の方の手続きはありません。各保育施設の支払い方法に従ってください。

給食費負担軽減補助金 HP



②市外保育園・認定こども園に在園している場合

保護者の方に直接補助をしますので、各々で補助金の申請を行ってください。

申請手続きには、保護者が給食費としてひと月に支払った額の証明書(「給食費に係る支払い証明書」第 2 号様式)が必要になります。

詳しい手続き方法は、ホームページをご覧ください。

時間外保育料



- 時間外保育の利用は、直接各保育施設に申込みしてください。
- 時間外保育料金は、各保育施設への支払いになります。
- 時間外保育は無償化の対象とはなりません。

利用区分	利用時間	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
時間単位で利用	30分ごと	250円/30分	150円/30分
月単位で利用	1区分	5,000円	3,000円

※月単位で利用する契約は、下図①②③の時間外区分のうち、いずれか1区分のみです。

ただし、Nicot 拝島の月単位利用は1日1時間までで、1時間を超えた分は時間単位料金になります。
※複数の時間外区分を利用される場合は、月額利用＋時間単位での利用になります。

(例)	8:00		16:00		18:00
	← ① →	利用者負担額（保育料）	← ② →	← ③ →	
時間外保育		通常保育（保育短時間/最大8時間）	時間外保育 （時間単位は半額）	時間外保育	

●減免について

- 1 降園時の時間外保育料金については、各保育施設で定める保育短時間の終了時刻から18時まで（上図②）は50%が減免されます。

※月単位で利用する場合は、減免は該当しません。

- 2 生活保護世帯、市民税非課税世帯は、登園時（上図①）、保育短時間の終了時刻から18時まで（上図②）及び18時以降（上図③）の時間外保育料金について、時間単位・月単位利用ともに50%が減免されます。必ず、保育料決定通知を保育施設に提示し、減免の申請をしてください。申請をした月から免除されます。さかのぼって免除を受けることはできません。



注意 自己都合により「保育標準時間」から「保育短時間」に変更された方については、月単位で利用する契約はできません。また、時間外保育を常時利用することはできません。
（急な残業等の場合は時間単位で利用可）

●利用時間区分の変更について

「保育短時間」認定で、保育施設が定めた「保育短時間」の時間を超えて利用せざるを得ない場合は、「保育標準時間」に変更できる場合がありますので、相談をしてください。

なお、変更申請を受理しても、審査の結果変更できない場合があります。

注 意 !!

「保育短時間」から「保育標準時間」に変更されても、実際に利用できる保育時間は提出された就労証明書等に基づいての利用になりますので注意してください。「保育標準時間」で18時までの利用区分としても、18時まで利用できるとは限りません。

(例) 就労証明書： 週4日 10時30分～16時30分（通勤30分）勤務の場合
お迎え時間： 勤務終了時間（16時30分）＋通勤時間（30分）
＝おおよそ17時～17時15分程度

Q&A こんなときどうなるの？

保育施設入所申込み

Q1. 保育施設・認定こども園等の見学はどうすればいいですか？

- A. 保活ワンストップサービスを使用した WEB 予約にて見学日・時間を予約してください。
予約方法の詳細は [P27](#) をご参照ください。また、一部の保育施設は WEB 予約できませんので保育施設に直接保護者から連絡して、見学日、時間を調整してください。
保育施設により、親参加行事の内容、縦割り保育の有無、教育・保育方針等さまざまな特色がありますので、事前に見学をしてください。
見学の日程の都合が合わない場合は、未見学でも入所申込みはできますが、入所審査中に急遽見学をお願いすることがありますのでご了承ください。

Q2. 兄弟姉妹はそろって入所できますか？

- A. 必ずしもそろって入所できるとは限りません。「保育施設利用申込書」の確認事項欄に、兄弟姉妹の入所の希望について記入等をしてください。

Q3. 現在、妊娠中の子どもの令和 8 年度 4 月入所を希望しています。出生前でも申込みできますか？

- A. 令和 8 年 2 月 3 日までに出生予定のお子さんは出生予定で申込みできます。この場合、申込みお子さんの氏名欄は「(姓) ○○ (名) 予定児」、生年月日は「分娩予定日」を、それぞれ記入してください。また、必要書類のほかに母子健康手帳の表紙と分娩予定日の記載されているページのコピーを添えて申込みをしてください。出産予定日が 2 月 4 日以降のお子さんでも申込みを受付しますが、どちらの場合でも出生が 2 月 4 日以降になった場合は、取下げの手続きをしていただきます。(P8 参照)
なお、5 月以降の入所申込みは、出生予定での申込みはできません。

Q4. 65 歳未満の祖父母と同居しています。祖父母は就労していませんが申込みできますか？

- A. 同居の祖父母が 65 歳未満で未就労等の場合でも申込みは可能ですが、指数が減点となります。
65 歳未満で同居の祖父母が就労している場合や疾病等の理由で、保育できない場合は「就労証明書」「診断書」等、必要書類を提出いただければ減点はありません。(P18、19 参照)
(注意) 住民票上世帯分離をしていても、住居地が同じであれば同居とみなします。

Q5. 現在就労で申込みをしています。この先出産を控えています。申込みはどうなりますか？

- A. 出産要件に該当する期間は、分娩予定月の 2 か月前から 2 か月後までです。その前までは就労での申込み受付となります。入所後、出産に該当する期間に入る際は保育を必要とする事由の認定変更が必要です。(P14 参照)
なお、利用保留(待機)となり出産要件期間の内定となった場合、就労状態が継続していれば出産後(育休取得の場合はその後)復職する場合に限り、継続入所可能です。出産を機に退職する場合など、出産後に保育の要件がなくなる場合は、出産該当期間終了をもって退所となります。(次ページの「[出産の事由での申込み Q7](#)」を参照)

Q6. 医療的ケアが必要な場合、保育施設の申込みはできますか？

- A. 医療的ケアが必要なお子さんも、保育施設の申込みができます(P3 参照)。対象年齢・利用できる保育施設等・利用時間など、申込みにあたり条件がありますので、必ず事前に保育所幼稚園係に相談をしてください。また、申込み方法も通常とは時期も書類も異なります。
※詳しくは、市ホームページの医療的ケア児保育園等入園に関するガイドラインをご覧ください。

出産の事由での申込み

Q7. 妊娠・出産の時期（出産予定日とその前後2か月を加えた5か月間）に入所を希望しています。出産後、就労することを考えていますが、引き続き保育施設に通所することはできますか？

- A. 申込み時の要件によって、継続して通所できる場合とできない場合があります。
まず、出産要件・点数でお申込み（選考指数は出産の18点適用）し、入所した場合は、出産予定日の前後2か月（多胎児の場合は前後3か月）の期限付き入所となります。そのため出産該当期間終了をもって一度退所となります（継続できません）。期限後も保育を希望する場合は、改めて申込みが必要となります。ただし、再度審査を行うため、申込後の入所は保証できません。

次に、出産後に求職活動を行う場合や、又は就労先がある場合などで、それぞれの要件（求職中、又は就労）・点数でお申込みし、入所した場合は、出産該当期間後も継続して保育施設を利用できます。

入所申込みする時には出産後に変更となる「保育を必要とする事由（求職活動、就労内定など）」の証明が必要になりますので、該当となる要件を証明する書類（就労証明書など。[P18 参照](#)）と、あわせて出産に係る書類（母子健康手帳のコピー）を提出してください。

また、入所後の出産該当期間が終了する月の20日（閉庁日の場合は前開庁日）までに、保育を必要とする事由の認定変更手続き（[P14 参照](#)）を行ってください。

Q8. 妊娠・出産の時期に入ると同時に仕事を退職した場合は、入所中の子どもはそのまま継続して通所できますか？

- A. 入所継続のために手続きが必要な場合があります。
- ①申込みが必要な月や、認定変更の確認をするため、まずは保育所幼稚園係まで問い合わせをしてください。また、出産前の認定が就労だった場合、出産の認定期間後に求職活動をしてください。さらに、求職活動をするために、生まれたお子さんの入所申込みをしてください（例：6月に仕事を辞め、7月に出産した場合は10月に生まれた子の申込みをし、求職活動をする）。申込みがなく求職活動及び認定期間内の就労が確認できない場合、入所中のお子さんは退所となります。
 - ②障害・疾病など認定が就労以外の場合は、継続して通所できます。ただし、再度就労した場合は、就労証明書を提出してください。

育児休業中の申込み

Q9. 子どもが生まれて育児休業を取得します。入所中の子どもはそのまま継続して通所できますか？

- A. 育児休業を取得すると、育児休業中の勤務先に復職することを条件に、育児休業の終了する日の前月末（終了する日が月末の場合はその日）まで、入所中のお子さんは通うことができます。（[P22 参照](#)）
育児休業から復職するために、上記期限の月の翌月1日に保育施設入所ができるよう申込みが必要になります。
※入所申込みの際は、スムーズな復職のため希望保育施設を複数記入してください。
※入所が決定した際には、速やかに復職をしてください。
※両親ともに育児休業を取得される場合、どちらかが期間を短縮するなどして復職した場合は、復職証明書の提出を速やかにしてください。

Q10. 育児休業からの復職の要件で入所が決定した場合、復職するまでは保育短時間認定で利用することはできますか？

- A. 育児休業からの復職の要件で入所が決定した場合、実際の復職予定日が入所月の翌月1日であっても、復職後の認定が標準時間になる方は、保育短時間認定に変更することはできません。

Q11. 就労の認定で入所中の子どもがいますが、出産を控えています。個人事業主などで出産後に育児休業がない場合はどのような手続きが必要ですか？

A. 出産後2か月（出産認定期間終了）で復職し、就労への認定変更が必要になります。復職が確認できない場合、入所中のお子さんは退所となります。生まれたお子さんの入所を希望する場合は、認定期間が終了する翌月の入所の申込みをしてください。

（例：認定終了が5月末の場合、6月1日の入所申込み）

なお、入所申込みをするために提出が必要な就労証明書には以下の記載がなされるよう、復職予定の職場に依頼をしてください。

- ・就労開始日 → 出産前に働いていた時の入社日
- ・直近の就労実績 → 休暇に入る前の実績
- ・産前産後休業の取得（予定）期間、復職予定日 → 実際の日付を記入
- ・出産のため休職又は一度退職し、出産後に復職する場合
→ 備考欄に出産のために休職や退職したこと、入所で次第上記勤務条件で復職予定であることなどの事情を記載してもらってください。

利用保留（待機）

Q12. 利用保留（待機）になった場合は、再度申込みが必要ですか？

A. 保育施設利用申込書の有効期限は、令和9年3月までです。その間は再度申込みをする必要はありません。申込みの内容で毎月利用調整を行います。

ただし、希望する保育施設を変更する場合や、保育を必要とする事由が変わった場合は、随時受付の入所申込締切日（[P10 参照](#)）までに手続きをしてください。変更手続きがないまま入所決定し、申込内容と状況が変わっていることが判明した場合は、内定取消しや退所となる場合があります。

転所申請

Q13. 転所の申込みをし、利用承諾の連絡をもらいましたが、転所を辞退して元の保育施設に残ることはできますか？

A. 入所していた保育施設には次に入所する方が決まっていますので、転所を辞退することはできません。転所が内定した時点で入所していた保育施設は自動的に退所が決まります。

なお、転所の希望がなくなった時は、取下げの届け出が必要になります。随時受付の入所申込締切日（[P10 参照](#)）までに手続きをしてください。

認定こども園の認定変更（幼稚園機能（1号）⇔保育所機能（2号））

Q14. 認定こども園を1号（幼稚園）で利用していますが、仕事を始めたいので2号（保育所）での利用に変更することはできますか？

A. お手続きいただければ変更可能です。

ただし、下記のどちらの手続きの場合も必ず園に事前相談の上、通常書類に加えて園から受け取った承諾書を添付してください。

●幼稚園機能（1号認定）から保育所機能（2号認定）への変更手続き

保育所への入所申込み手続きとなりますので、「教育・保育給付認定申請書」「保育所等利用申込書」と保育を必要とする事由を証明する書類（[P18 参照](#)）を準備し、変更したい月の前月15日（閉庁日の場合は前開庁日）までに申請をしてください。ただし、求職中の認定では申込みできません。

●保育所機能（2号認定）から幼稚園機能（1号認定）への変更手続き

認定変更手続きをしてください。変更したい月の前月20日（閉庁日の場合は前開庁日）までに申請してください。

※昭島市外の認定こども園は手続き方法や時期が異なる場合がありますので、必ず園によく確認をしてください。

幼児教育・保育の無償化について

Q15. 幼児教育保育の無償化について教えてください。

無償化の内容

利用者負担額（保育料）が無償となります

副食費・行事費等の実費負担分は対象外です。

（0～2歳児クラスの副食費は保育料に含まれています。）

対象施設

認可保育所

地域型保育施設

認可外保育施設※

認定こども園

幼稚園（満3歳児クラスから）※

対象の子ども

3～5歳児クラス 全ての子ども

0～2歳児クラス 住民税非課税世帯

※当面の間、東京都の制度により、0～2歳児クラスのすべてのお子さんの保育料も無償化の対象となります。

※ 新制度未移行幼稚園、対象となる認可外保育施設を利用の場合は、無償化の上限金額がありますが、別途補助金制度があります。詳しくは、保育所幼稚園係に問い合わせをしてください。

Q16. 保育料が無償になるとすべての費用が無償になりますか？

A. 保育料のみが無償化の対象です。副食費（[下記のQ18](#)参照）や時間外保育料、教材費、行事費等の実費分については無償化の対象外となります。実費分については、利用している保育施設に直接支払いをします。

Q17. 保育料が無償になるには何か手続きは必要ですか？

A. 特に手続きの必要はありません。対象となったご家庭に通知を送りますので内容を確認してください。
※ただし、転入した世帯については、副食費の免除及び時間外保育料の減免となる可能性がある場合、課税証明書等の提出を求める場合があります。

副食費について

Q18. 副食費とはどのような費用ですか？



A. 副食費とはおかず・おやつ等にかかる費用のことです。

自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用のため、無償化の対象にはなりません。そのため、無償化対象である子どもも、副食費（おかず・おやつ等にかかる費用）については、保護者が別途その費用を負担することが原則となります。

また、副食費は、利用保育施設に直接支払いをします。

※2歳児クラスまでは保育料に含まれていますので、別途の支払いは必要ありません。

昭島市内の認可保育施設以外の預け先

東京都認証保育所

多様化する保育ニーズに対応するための都市型保育施設として、東京都が独自に認証している保育所です。施設基準、職員配置等は東京都の基準を備えています。直接申込みとなるため、詳細は保育施設へお問い合わせください。

特徴

- ・ 保育所との直接契約のため、区市町村を越えての入所が可能
- ・ 13 時間開所（概ね 7:00～20:00）
- ・ 駅の近くに設置され、通勤等の利便性に配慮している

施設名	補助金 対象	所在地	定員 (受入年齢)	電話番号
つみき保育園	○	松原町 5-2-7	30 名 (0 歳～5 歳)	042-545-3667

企業主導型保育事業所

企業が従業員のためにつくる保育施設で、子どもを預ける親の多様な働き方に対応しています。従業員枠と地域枠があり、従業員でなくても地域枠での利用が可能です。直接申込みのため、詳細は保育施設へお問い合わせください。

施設名	補助金 対象	所在地	定員 (受入年齢)	電話番号
わくわく宝船保育園 昭 島	○	郷地町 2-34-7	地域枠 15 名 (0 歳～2 歳)	042-519-1909
保育園 アルペジオ 昭 島 中 神 町 園	○	中神町 1168-17	地域枠 15 名 (0 歳～5 歳)	042-543-7771
ひかりの森保育園	○	大神町 2-5-19	地域枠 25 名 (0 歳～5 歳)	042-544-5666

◆認可外保育施設利用支援補助金◆

対 象 者	市内にお住まいで認証保育所、家庭的保育事業、指導監督基準を満たす証明書が発行されている認可外保育施設（市外含む）、公立の認可外保育施設を利用されていてかつ保育の必要性がある児童の保護者。
負担額軽減 補 助 額	利用している施設の契約保育料と市で定める標準時間保育料との差額を補助します。 上限額は 20,000 円～67,000 円です。 ※ 契約保育料に給食費が含まれている場合、3 歳児～5 歳児については、副食費は補助対象外です。 ※ 認可保育所を利用した場合に副食費が免除になる場合は、副食費も上限 4,900 円まで補助対象になります。（年収 360 万未満相当世帯のお子さん又は小学校未就学児から数えて第 3 子以降のお子さん）
申請・支払 時 期	認証保育所に入所されている方は、施設に補助金を支払います。入所が決定した場合は市役所へ補助金の申請書類を提出してください。（一部市外の認証保育所は、保護者へ直接お支払いします。）その他施設は、四半期ごとに申請及び請求をしていただき保護者へ直接お支払いします。（上記の市内の企業主導型保育事業所は、施設に補助金を支払います。） 申請書類は各保護者あてに郵送します。

詳しくは、子ども育成支援課給付助成係にお問い合わせください。TEL042-544-4317

休日保育

保育施設等に通っているお子さんを対象に、保護者の仕事等により休日に保育が必要になったときに保育を行います。『上ノ原保育園分園』『幼保連携型認定こども園ミナパもくせいのもり』で実施しています。利用に当たっては事前に登録と面接が必要です。

施設	上ノ原保育園分園	幼保連携型認定こども園ミナパもくせいのもり
対象	市内在住で保育施設を利用している離乳食が完了している生後1歳以上から就学前のお子さん	
利用日	日曜日・祝日（年末年始12月29日～1月3日を除く）	
利用時間	7：30～18：30	7：00～18：00
利用料金	・認可保育施設に入所しているお子さんの保育料負担はありません。（ただし、認定の事由で利用した場合のみ。） ・上記以外の事由、又は認可外保育施設等に入所の場合は料金がかかります。	
申込方法	前月20日の12：45から利用日10日前まで	前月20日の12：45から利用日の平日3開園日前まで

詳しくは、『上ノ原保育園分園』TEL042-595-7058『ミナパもくせいのもり』TEL042-519-4378へ直接お問い合わせください。

トワイライトステイ

保護者が就労、就学、病気等で帰宅が夜間になる場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりします。

対象	市内在住で、満1歳6か月～12歳（小学生）までのお子さん
利用日時	月10日以内で、月曜日～土曜日（祝日を除く） 17：00～22：00
利用料金	1日 1,500円（別途、食事代は1人1食500円）
定員	1日 2名まで
利用方法	事前登録が必要です。提出していただく書類があるため、まずはお電話ください。
登録場所	子ども育成支援課地域支援係 市役所1階 17番窓口

詳しくは、子ども育成支援課地域支援係にお問い合わせください。TEL042-544-4190

病児・病後児保育

市内在住の保育施設等に通っているお子さんが病気やケガ等で、集団保育が困難かつ仕事等の理由により家庭で保育できない場合、一時的に保育を行います。利用には事前登録が必要です。詳しくは各保育室へ直接お問い合わせください。

施設	病児保育室「はぐみ～hug me～」	病後児保育室「くろーばー」
対象	年齢：生後 57 日目～小学校 1 年生のお子さん 病気が「回復期に至らない場合」で当面症状の急変が認められない状態 ※ 保育施設、幼稚園、学童クラブに所属 又は学童クラブの入会要件を満たす児童	年齢：概ね 1 歳以上～就学前のお子さん 病気の「回復期」で集団保育が困難な状態 ※ 小学校 1 年生に限り要相談
利用日時	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 8：00～18：00	
利用料金	1 日 2,000 円 （別途、食事代 500 円）	

- ・病児保育室「はぐみ ～hug me～」(児童センターぱれっと南側 1 階保育室) TEL042-519-7868
- ・病後児保育室 「くろーばー」(昭和郷保育園内) TEL042-543-1596

企業主導型保育所 ひかりの森保育園内 病児・病後児保育室

登録・利用予約等については直接施設にお問い合わせください。

問い合わせ先：042-519-8007

受付時間 8：00～17：00 まで（土・日曜日、祝日除く）

注意：昭島市多子世帯一時預かり保育等利用者負担軽減補助については対象外です。

ショートステイ

一時的にお子さんの養育が困難な状況になったとき（保護者が病気・冠婚葬祭・急な出張・公的行事に参加する時・育児不安等）にお預かりします。（利用要件は応相談）

対象	市内在住で、満 1 歳 6 か月～12 歳（小学生）までのお子さん
利用料金	1 泊あたり 3,500 円 日中預かり 2,000 円（別途、食事代 1 人 1 食 500 円）
利用方法	利用日 1 か月前より申込みできます。 ① 子ども家庭センター担当課子ども家庭支援係へ電話で問合せ ② 事前面接 → ③ 申請手続き

詳しくは、こども家庭センター子ども家庭支援係にお問い合わせください。TEL042-543-9046

一時預かり保育

保育施設等に通っていないお子さんを、保護者の病気・出産、又は仕事や育児に疲れたときなどに一時的に保育施設でお預かりします。事前に面接が必要になります。

対 象	市内在住で、保育施設等に入所していない生後57日目～就学前のお子さん ＊対象については、各保育施設で異なります。
利 用 日 時	(原則) 月曜日～金曜日 8:30～17:00 のうち施設が定める8時間 (祝日・年末年始を除く)

※詳細・申込みは、直接各保育施設までお願いします。

●利用料金

利 用 区 分		0歳～2歳	3歳以上
時間単位で利用	1時間まで	500円	300円
	1時間を超え2時間まで	1,000円	600円
	2時間を超え4時間まで	1,500円	900円
	4時間を超え8時間まで	3,000円	1,800円

※年齢については、利用する年度初日(4月1日)時点での年齢が基準になります。

※食事・おやつ代及び延長料金が別途かかる場合があります。

※利用料金が、軽減される世帯があります。(利用前までに必ず市役所で手続きを行ってください。)

※1施設において、月10日以上の利用契約を事前に行う場合、利用料金は施設にご確認ください。

ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な方(利用会員)と子育てを手伝ってあげられる方(協力会員)を結ぶ会員制の子育て支援ネットワークです。利用にあたり事前に説明会の参加と登録が必要です。

対 象	市内在住で会員登録された 生後2か月～満12歳(小学生)までの子の保護者		
利 用 日 時	相談に応じます。		
利 用 料 金	年会費 500円	月曜日～金曜日 9:00～17:00 それ以外の時間及び土曜・日曜・祝日・年末年始	1時間 700円 1時間 850円

詳しくは、昭島市社会福祉協議会へ

TEL042-544-0388

注意：本事業は、令和7年10月1日現在の情報です。



◆多子世帯一時預かり保育等利用者負担軽減補助◆

同一世帯の未就学児のみ対象とした、第2子・第3子以降のお子さんが、一時預かり保育等を利用する場合、利用料金を軽減する制度です。

申請は、電子申請または窓口にて随時受付けています。

（令和8年度の申請は、令和8年3月上旬より受け付けます。）

申請前の利用料金については対象外となりますので、利用前に申請してください。

対 象 児 童	市内に在住する保護者が扶養する児童のうち、同一世帯の未就学児のみを対象とした最年長者を第1子とした、第2子及び第3子以降のお子さん	
補 助 対 象 事 業	◆保育施設等の一時預かり保育【市内施設】非在園児のみ対象 ◆病児保育【病児保育室はぐみ、病後児保育室くろーばー】保育園等在園児のみ ◆幼稚園の預かり保育 幼稚園在園児のみ	
負 担 軽 減 補 助 期 間	令和8年4月1日（申請後）から令和9年3月31日まで（申請は年度ごとに必要です）	
負 担 軽 減 対 象 費 用	当該事業施設が所在する区市町村の定めに基づき支払う費用（利用料金） ただし、食事代・おやつ代及び延長料金等は除く。	
負 担 軽 減 補 助 額	◆第2子のお子さんは、利用料金50%減免 ◆第3子以降のお子さんは、利用料金免除	
申 請 方 法	昭島市ホームページより電子申請	二次元コード
	※右記二次元コードを読むと、ホームページが表示されます。 ページ内関連リンクより電子申請ができます。 子ども育成支援課地域支援係 市役所1階17番窓口 TEL042-544-4190（直通）	



提出物は全て揃っていますか？

- ◆保護者それぞれの保育を必要とする事由を証明する書類が必要です（求職活動中・不存在を除く）。
- ◆該当する書類が提出された場合のみ申込み受付、又は利用調整の際に指数が加算されます。
- ◆申請保護者本人以外が申込みをする場合は、委任状が必要です。

提出書類他	内容等	太枠は必須		
教育・保育給付認定申請書	該当する項目をすべて記入してください。（記載例参照） （入所希望者が3名以上の場合、コピーしてください。）	☐		
保育所等利用申込書	該当する項目をすべて記入してください。 （入所希望者が3名以上の場合、コピーしてください。）	☐		
入所申込みチェックシート	よく読んで、該当する項目に☑チェックをし、署名をしてください。	☐		
保育を必要とする事由を証明する書類 （★マークがついている書類は、昭島市指定の申請様式をご提出ください） <u>様式は昭島市ホームページ申請様式ダウンロードからダウンロードできます</u> 二次元コード 	就労（外勤・内職）	☐ ★就労証明書	☐ 父	☐ 母
	自営業	☐ ★就労証明書 ☐ 添付書類（P18 参照）	☐ 父	☐ 母
	育休から復職	☐ ★就労証明書（復職日が明記されたもの）	☐ 父	☐ 母
	産休から復職	☐ ★就労証明書（復職日が明記されたもの）	-	☐ 母
	出産	☐ 母子健康手帳のコピー（表紙及び予定日欄）	-	☐ 母
	疾病	☐ ★診断書	☐ 父	☐ 母
	障害	☐ 愛の手帳（療育手帳）のコピー ☐ 身体障害者手帳のコピー ☐ 精神障害者保健福祉手帳のコピー } いずれか	☐ 父	☐ 母
	介護・看護	☐ ★介護・看護、付添い状況の申立書 ☐ ★タイムスケジュール表 ☐ 身体障害者手帳のコピー ☐ 愛の手帳（療育手帳）のコピー ☐ 介護保険被保険者証のコピー ☐ 診断書 } いずれか	☐ 父	☐ 母
	災害復旧	☐ 申立書 ☐ り災証明書	☐ 父	☐ 母
	就労内定	☐ ★就労証明書	☐ 父	☐ 母
	求職活動中	なし（両親ともに求職活動中での申込み不可）	☐ 父	☐ 母
	就学	☐ 学生証又は在学証明書 ☐ 時間割表又は通学の状況が分かる書類 ☐ ★タイムスケジュール表	☐ 父	☐ 母
本人確認書類（来庁者） （P11 参照）	☐ マイナンバーカード ☐ 免許証 ☐ パスポート 等のいずれか1つ ☐ マイナンバーを記載した場合は申請者のマイナンバーが確認できる書類	☐		
<u>該当する方のみ</u>	入所を希望している子が持病を有する	☐ 診断書又は情報提供書（P3参照）	☐	
<u>該当する方のみ</u> ※市で確認できる場合不要	生活保護の方	☐ 保護受給証明書コピー	☐	
	ひとり親世帯の方	☐ 児童扶養手当又は児童育成手当受給証明書等	☐	
<u>該当する方のみ</u> ※提出が無くても申込みできますが加点はつきません。（もしくは減点となります）	生計中心者の失業等の場合	☐ 雇用保険受給者証等	☐	
	65歳未満の同居の祖父母がいる場合	☐ 保育を必要とする事由を証明する書類 （P18～19 参照）	☐	
	認可外保育施設等に通われている方	☐ ★保育受託証明書 ※入所申込月の前月を含めて3か月以上利用の方のみ	☐	
	入所を希望している子が障害を有する	☐ 愛の手帳（療育手帳）のコピー ☐ 身体障害者手帳のコピー ☐ 精神障害者手帳のコピー } いずれか	☐	
	保護者が保育従事者又は保育従事予定の場合	☐ 保育士資格証のコピー ☐ ★保育士等に関する申立書	☐	
令和7年1月1日 又は 令和8年1月1日に 昭島市に住民登録がない方	19 ページをご参照のうえ、必要書類をご用意ください。 ★令和7年1月1日以前から昭島市に住民登録がある場合は、書類の提出は不要です	☐		

～×毛～



電子申請ができる手続き一覧



保育施設の入所申込	保育施設入所申込に係る追加書類の提出	希望保育施設の変更 調整指数適用等の変更
お子さまの保育施設入所の申込みを希望する方	保育施設入所申込み中で追加書類の提出の必要がある方	保育施設入所申込み中で希望園の変更や調整指数適用等の変更希望がある方
入所希望月の前月 1 日から 10 日まで 3 月の申込みについては 1 月 10 日まで 令和 8 年 4 月の申込みについては 11 月 24 日まで	入所希望月の前月 1 日から 15 日まで (3 月申込みについては 1 月 15 日まで) (土日祝にあたる場合は前開庁日) 令和 8 年 4 月の申込みについては 12 月 1 日の 17 時まで	入所希望月の前月 1 日から 15 日まで (3 月申込みについては 1 月 15 日まで) (土日祝にあたる場合は前開庁日) 令和 8 年 4 月の申込みについては 11 月 24 日まで
		
保育施設入所申込に係る退所・取下げ・辞退	復職証明書や転職に伴う就労証明書などの書類提出	支給認定の変更
保育施設に通園中や入所申込み中で退所・申込みの取下げ・内定辞退の希望がある方	保育施設に通園中で復職証明書及び転職に伴う就労証明書等の提出の必要がある方	認定区分や事由、保育の必要量などの認定内容に変更があった方
随時受付	随時受付	変更月の前月 1 日から 20 日まで
		
待機証明書の発行	支給認定証の再発行	市ホームページ 『電子申請ができる手続き』
保育所入所待機状況についての証明（待機証明書）の発行をご希望の方	認定区分や事由、保育の必要量などの認定内容に変更があった方	ここに記載されたそのほかの電子申請の手続き一覧が確認できます。
随時受付	随時受付	各手続きの案内をご確認ください。
		

就労証明書の作成について

就労証明書の作成を事業者に依頼する場合、下記の〈就労証明書を作成される事業者様へ〉をご利用ください。就労証明書を紙媒体で事業者に依頼される場合は、ご自身でダウンロードしてご準備いただくことになります。

※ ダウンロードができない場合は、市役所や保育施設等にて様式を配布しています。

就労証明書の依頼に当たっての注意事項

- (1) 就労証明書の有効期間は、証明日から3か月です。
ただし4月入所申請及び現況届は10月1日以降の証明のみ有効です。
- (2) 偽造・改ざん・不正入力が確認された際には、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は電磁的記録不正作出罪が成立する場合がありますので、保護者記入欄以外の加筆修正は絶対にしないでください。
- (3) この証明内容は、在籍保育所へ情報共有させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (4) No19 保護者記載欄には、保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設に通園又は申込中の児童名を記入してください。
施設名は入所中の場合は、入所している施設名を記入してください。申込中の場合は、記入は不要です。
- (5) 自営業の方は、ご自身で就労証明書を作成してください。また下記の書類についてもいずれか一つを添付してください。
 - ・個人事業の開業届の写し（届出年月日が2年以内のものに限る。）
 - ・確定申告書の写し又は収支内訳書の写し
 - ・請負契約書の写し又は受注表の写しなど
 - ・帳簿の写し、パンフレットなど、開業中や事業の開始を証明できるもの※開業中や事業の開始を証明できる書類としてホームページの写しを提出する場合は、個人で立ち上げた個人事業用ホームページに限り有効です。

〈就労証明書を作成される事業者様へ〉

お忙しい中、就労証明書の作成にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
就労証明書の作成につきましては、
就労証明書の Excel 版・記載要領が下記からダウンロードできます。

URL：<https://www.city.akishima.lg.jp/s058/010/010/010/2015/2023/330/20191024082955.html>



～作成にあたって注意していただきたいこと～

※作成にあたっての詳細については、【就労証明書（簡易版）】記載要領をご参照ください。

- (1) この証明書は、教育・保育給付認定（又は施設等利用給付認定）及び保育所等の利用のために使用するもので、その他の目的に使用するものではありません。
- (2) 社印等がなくても受理することは可能です。
- (3) 訂正箇所には二重線を引き、社印等を押印してください。
※修正液等で訂正された証明や、消えるボールペン、鉛筆等で記入された証明は無効とします。
- (4) 雇用形態が派遣社員の証明者は、派遣元又は派遣先のどちらでも構いません。
- (5) 証明内容を照会させていただく場合がありますので、必ず担当者名をお書きください。